

男女ともに支え合い

みんなが活躍できるまち いたこ

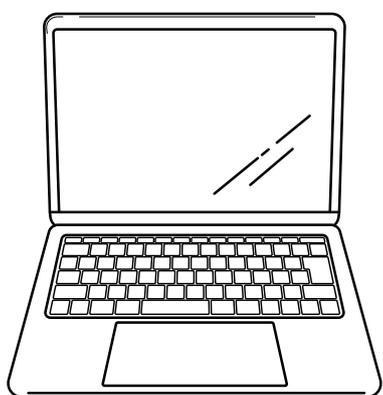
潮来市

第2期

男女共同参画

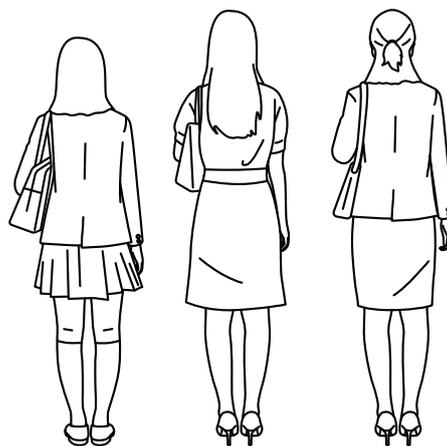
基本計画

令和3年3月

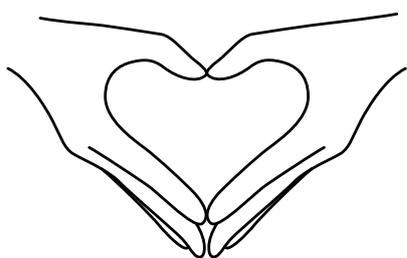


Gender Equality

Work-Life balance



Women's Empowerment



Eradication of Violence

ごあいさつ

潮来市では、平成 11 年度に「潮来市男女共同参画都市」の宣言，平成 15 年度に「潮来市男女共同参画基本条例」を制定しました。平成 18 年度は「潮来市男女共同参画基本計画」を策定し全庁的な取組を推進するとともに，「ITAKO フェスタ」をはじめとする男女共同参画啓発事業を通じた市民の皆様への周知啓発に力を入れ，男女共同参画社会の実現に努めてまいりました。



しかしこの間，急速な少子高齢化の進展と本格的な人口減少社会の到来，家族形態の変化や価値観の多様化など社会情勢が大きく変化するとともに，個人の生き方や考え方も多様化しています。

また，近年あらゆる分野において女性の活躍推進への気運が高まり，潮来市においても，平成 18 年度の第 1 期計画策定以降，女性の労働力率は大きく上昇し，M字カーブの改善が見られるなど，女性の活躍が進みつつあります。

こうした社会情勢の変化に対応するとともに，これまでの成果をふまえ，これからの 10 年間の総合的な施策を推進するための指針となる「潮来市第 2 期男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

新たな計画では「性別ではなく，その人らしい生き方ができるまちづくり」を基本理念に，すべての人が生き生きと暮らすことのできる潮来市を目指しています。

今後は本計画に基づき，さまざまな施策を実施し男女共同参画社会の実現に向けて，市民の皆様をはじめ，事業者，市民団体の皆様と家庭・職場・学校・地域などのあらゆる場において男女共同参画に関する取組が推進されるよう，一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに，この計画の策定にあたりまして，アンケート調査にご協力を頂きました市民・事業者の皆様をはじめ，潮来市男女共同参画審議会委員等，関係各位の皆様に対しまして，心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

潮来市長 原 浩道

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	2
2	計画の背景	3
	(1) 国の動向	3
	(2) 茨城県の動向	4
	(3) 潮来市の動き	5
3	基本計画の基本的な考え方	6
	(1) 計画の位置づけ	6
	(2) 計画の期間	8
	(3) 計画の策定体制	8
	(4) 計画策定にあたっての視点	10
4	男女共同参画の主な課題と方向	11
	(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成	11
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	15
	(3) 女性活躍推進の環境づくり	16
	(4) DV被害防止に向けて	17
	(5) 防災への男女共同参画の視点	18

第2章 計画のめざす姿

1	将来像	20
2	基本理念	20
3	基本目標	21
4	計画の体系	22

第3章 計画の内容

基本目標 1	男女平等の意識を育む社会づくり	26
施策の方向 1	男女共同参画の普及啓発と学習の推進	28
施策の方向 2	子どもの頃からの平等意識の醸成	30
基本目標 2	誰もがもっと活躍できる環境づくり	32
施策の方向 1	ワーク・ライフ・バランスの環境づくり	34
施策の方向 2	働きやすい職場環境の整備促進	36
施策の方向 3	政策・方針決定への女性参画	39
施策の方向 4	誰もが参画し活躍できる地域づくり	41

基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり	42
施策の方向1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり	44
施策の方向2 健康で安心して暮らせる社会づくり	47
施策の方向3 防災分野における男女共同参画	49

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	52
(1) 庁内会議の充実	52
(2) 審議会	52
2 計画の周知と進行管理	52
(1) 計画の周知	52
(2) 計画の進行管理	52

資料編

1 データからみる潮来市の男女共同参画	54
2 市民意識調査結果（抜粋）	61
3 男女共同参画に関する行政関係年表	69
4 潮来市第2期男女共同参画基本計画策定経過	72
5 建議書	73
6 潮来市男女共同参画審議会規則	74
7 潮来市男女共同参画審議会委員名簿	76
8 潮来市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	77
9 潮来市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	78
10 潮来市男女共同参画基本条例	79
11 男女共同参画社会基本法	82
12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 【DV防止法】	86
13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 【女性活躍推進法】	94

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、男女が、社会の対等な構成員として互いを認め合い、ともに責任を担い、意欲に応じてあらゆる分野で活躍する男女共同参画社会の実現を目指して、平成 15（2003）年に制定した「潮来市男女共同参画基本条例」に基づき「潮来市男女共同参画基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまでの取組により、男女の固定的な役割分担意識[※]は、少しずつ是正に向かっています。しかし、令和元（2019）年に実施したアンケート調査からは、地域、家庭の中での不平等な社会慣行が根強く残るなど、男女共同参画の概念が十分に浸透しているとは言えない状況です。

この間、少子高齢化の進展や、それに伴う人口減少社会の到来、雇用形態の多様化、家族形態の変化など社会が大きく変化するとともに、個人の生き方やライフスタイルの多様化がみられます。

今後、少子高齢化や人口減少が一層進む中で、国が提唱する「Society5.0[※]（革新技術を社会に取り入れることで実現する新たな未来社会）」等、これから大きな社会変化を迎える日本社会において、誰一人取り残さない、持続可能で多様性、包摂性のある社会[※]を実現するためには、家庭、職場、地域に残る男女の固定的な役割分担意識をさらに是正し、性別に関わりなく個性と能力が発揮される社会、男女共同参画社会の実現が欠かせません。

また、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）が施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようとする気運が高まっており、働き方改革を追い風に、ワーク・ライフ・バランス[※]への注目が高まりつつあります。

こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた男女共同参画施策の見直しを図りつつ、取組をさらに加速させるための指針として、「潮来市第 2 期男女共同参画基本計画」を策定するものです。

男女の固定的な役割分担意識（性別役割分担意識）／男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方という。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」など固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例。【P28 コラムを参照】

Society5.0[※]／「Society5.0」は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）を創ろうとする概念で、様々な問題について、情報技術を活用することにより問題を解決していこうとするもの。

誰一人取り残さない、持続可能で多様性、包摂性のある社会[※]／SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）で目標とされる社会のあり方。【P3 脚注及び P31 コラム参照】

ワーク・ライフ・バランス[※]／国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。【P34 コラム参照】

2 計画の背景

(1) 国の動向

国は、平成 11 (1999) 年に、「男女共同参画社会基本法」を施行し、基本理念として①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を掲げ、国・地方公共団体及び国民の責務を定めています。

平成 12 (2000) 年には、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すため、「男女共同参画基本計画」が策定され、これまで4次にわたる計画が策定、推進されています。また、「男女共同参画基本法」の施行と前後して「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV※防止法」)、「女性活躍推進法」の施行など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法令等の整備を重ねています。

近年では、平成 30 (2018) 年5月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や令和 2 (2020) 年6月には「女性活躍推進法」において、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大(令和 4 年 4 月 1 日施行)されるなど、女性活躍を推進する動きが一層高まっています。また、令和 2 (2020) 年 12 月には、新たに「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

一方、平成 27 (2015) 年、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 アジェンダ)」※が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が掲げられました。SDGs の目標の 5 番目に「ジェンダー※の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図る」とあり、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念や目指す方向性について、日本全体で国際社会と広く共有していくことが求められています。

DV／「Domestic Violence」(ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。【P43 コラム参照】

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 アジェンダ)・SDGs／2015 (平成 27) 年、ニューヨークで開催された国連サミットで採択された 2030 (令和 12) 年を年限とする国際目標。【P31 コラム参照】

ジェンダー／生物学的な性別 (sex) に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。社会的・文化的に規定されるジェンダーが、私たちの考え方やファッション、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割分担等に反映する。

エンパワーメント／「力 (パワー) をつける」ということであり、女性 (女児) のエンパワーメントは、女性 (女児) が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

(2) 茨城県の動向

平成 13 (2001) 年に、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を施行し、平成 14 (2002) 年には、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開するため、「茨城県男女共同参画基本計画」(平成 13~22 年度)を策定するとともに、具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」(平成 13~17 年度)を策定しています。

以降、平成 23 (2011) 年には、「茨城県男女共同参画基本計画 (第 2 次) いきいきいばらきハーモニープラン」(平成 23~27 年度)、平成 28 (2016) 年には「茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」(平成 28~令和 2 年度)を策定し、様々な分野における施策を総合的に推進してきました。また、平成 30 年 11 月には「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とする新たな総合計画を策定し、「人権を尊重し、多様性を認め合う社会」を目指すこととしています。それを受け、平成 31 年には性的マイノリティへの不当な差別的取扱いの解消を図るため「茨城県男女共同参画推進条例」の一部改正を行いました。

令和元 (2019) 年 8 月には、県民向けに「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」や企業向けに「茨城県女性活躍推進に関する調査」を実施し、令和 3 (2021) 年 3 月新たに「茨城県男女共同参画基本計画 (第 4 次)」が策定されました。

茨城県男女共同参画基本計画 (第 4 次) の体系

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性(2) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

施策の方向性(3) 地域における男女共同参画の推進

施策の方向性(4) 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性(1) あらゆる暴力の根絶

施策の方向性(2) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と
多様性を尊重する環境の整備

施策の方向性(3) 生涯を通じた健康支援

施策の方向性(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性(1) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

施策の方向性(2) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

(3) 潮来市の動き

本市では、平成 11（1999）年 12 月に「潮来市男女共同参画都市宣言」を制定しています。平成 15（2003）年 3 月に「潮来市男女共同参画基本条例」を施行し、平成 16（2004）年には内閣府共催による「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施しています。さらに平成 16（2004）年 12 月には、内閣府共催宣言都市奨励事業として、潮来市第 20 回「女・男のつどい」20 周年記念として『男女共同参画フォーラム in 融和のまちいたこ』を開催し、記念式典・講演会等を行いました。また、平成 17（2005）年 1 月からは、DV 等の男女共同参画総合相談窓口が開設されています。

平成 19（2007）年 3 月には、「潮来市男女共同参画基本計画～性別ではなく、その人らしい生き方が選択できるまちづくり～」を策定し、家庭・学校・地域・職場において実現すべき姿のほか、国際社会への協調、市民と行政の意識づくり、推進体制の充実など 7 つの基本目標を掲げ、政策・方針決定の場における女性の登用率向上、女性の社会進出に不可欠な子育て支援対策、DV や職場で起こるハラスメントへの相談窓口の充実等を重点課題とし、男女平等の具体化に向けた事業を展開してきました。

また、平成 28（2016）年 4 月には「潮来市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、市内の女性活躍の推進に努めるとともに、近年は市民の男女共同参画に対する意識向上を目的に、各種イベントにおける講演会やワークショップの開催を積極的に行っています。



「女性議会」模擬議会風景



男女共同参画基本計画策定委員会協議風景（平成18年）

3 基本計画の基本的な考え方

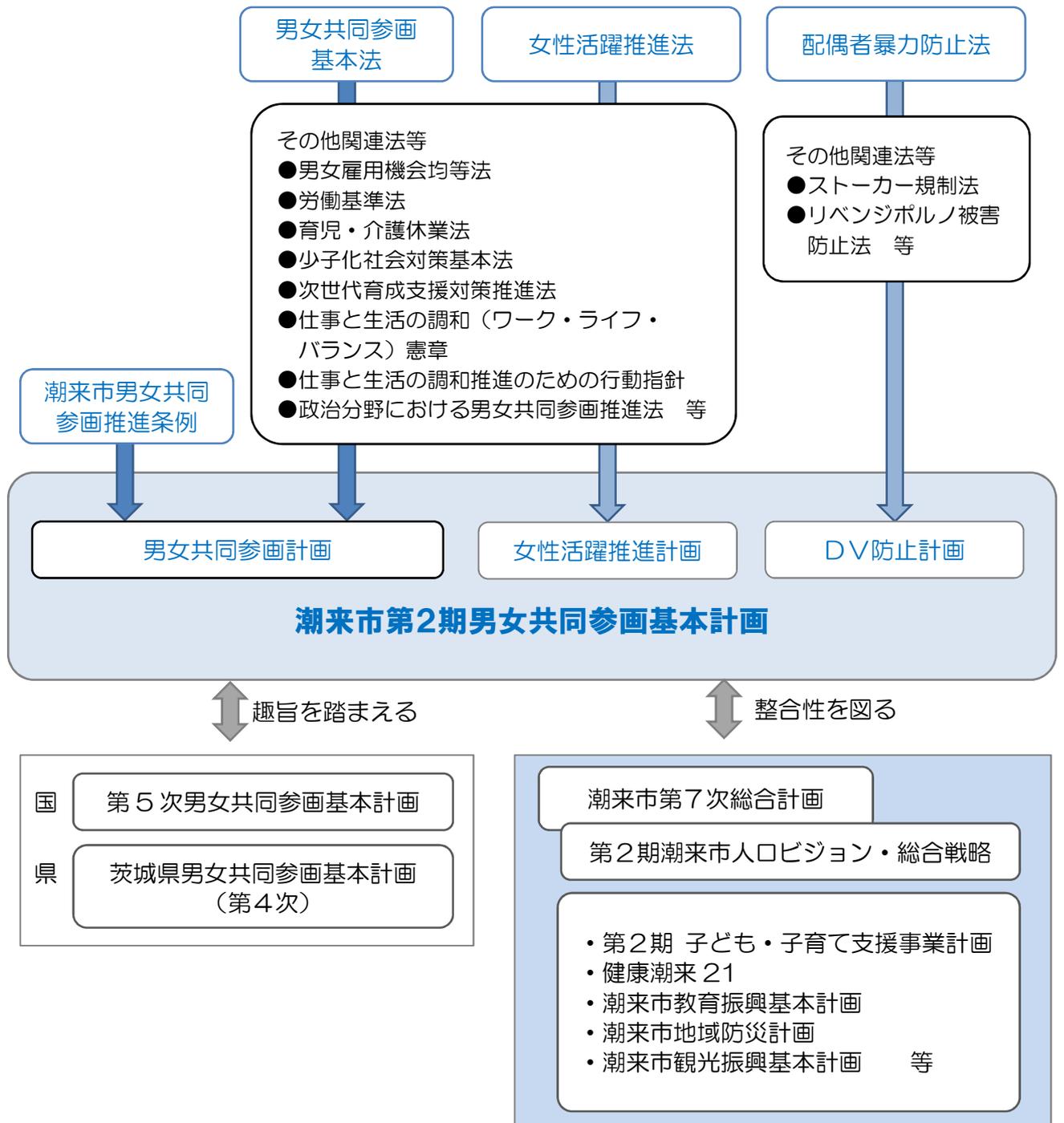
(1) 計画の位置づけ

①「潮来市男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊かで活力のある男女参画を目的とした計画です。

②「男女共同参画社会基本法」第十四条三項に基づく「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者暴力防止法」第二条の三第三項に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」第六条第二項に基づく市町村推進計画を包含しています。

このため、基本目標2は「潮来市女性活躍推進計画」として、基本目標3の「施策の方向1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり」は「潮来市DV防止計画」に位置付けます。

③国及び県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ策定するとともに、市の最上位計画である「潮来市第7次総合計画」をはじめ、「第2期潮来市人口ビジョン・総合戦略」、個別計画の「第2期子ども・子育て支援事業計画」「健康潮来21」「潮来市教育振興基本計画」、また、関係法令等との整合性を図りました。



(2) 計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10カ年計画とし、令和7(2025)年度には社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、中間見直しを行います。

令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12年度 (2030)
潮来市第7次総合計画											
第2期潮来市人口ビジョン・総合戦略											
			潮来市第2期男女共同参画基本計画								
						中間 見直し	潮来市第2期(改定)男女共同参画 基本計画				

(3) 計画の策定体制

① 審議会及び策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者等で構成される「潮来市男女共同参画審議会」及び庁内組織で構成される「潮来市男女共同参画策定委員会」において、審議等を行いました。

② アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり参考とするため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	調査方法	調査期間	標本数	回収数(回収率)
潮来市在住の 18歳以上の市民	郵送配付 ・回収	令和元年12月16日 ～令和2年1月17日	1,500	544(36.3%)

③ 関係各課ヒアリング調査の実施

男女共同参画に関連する事業等を実施している庁内関係各課から事業の実施状況や計画の策定に向けた留意事項等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

調査対象	調査方法	調査実施日
関連する庁内15課	対面式ヒアリング調査	令和2年6月30日・7月1日

④ 事業所アンケート調査

市内事業所における女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス等に関する実態把握を行い、本計画に反映させるため、市内の事業所に対し、アンケート調査を実施しました。

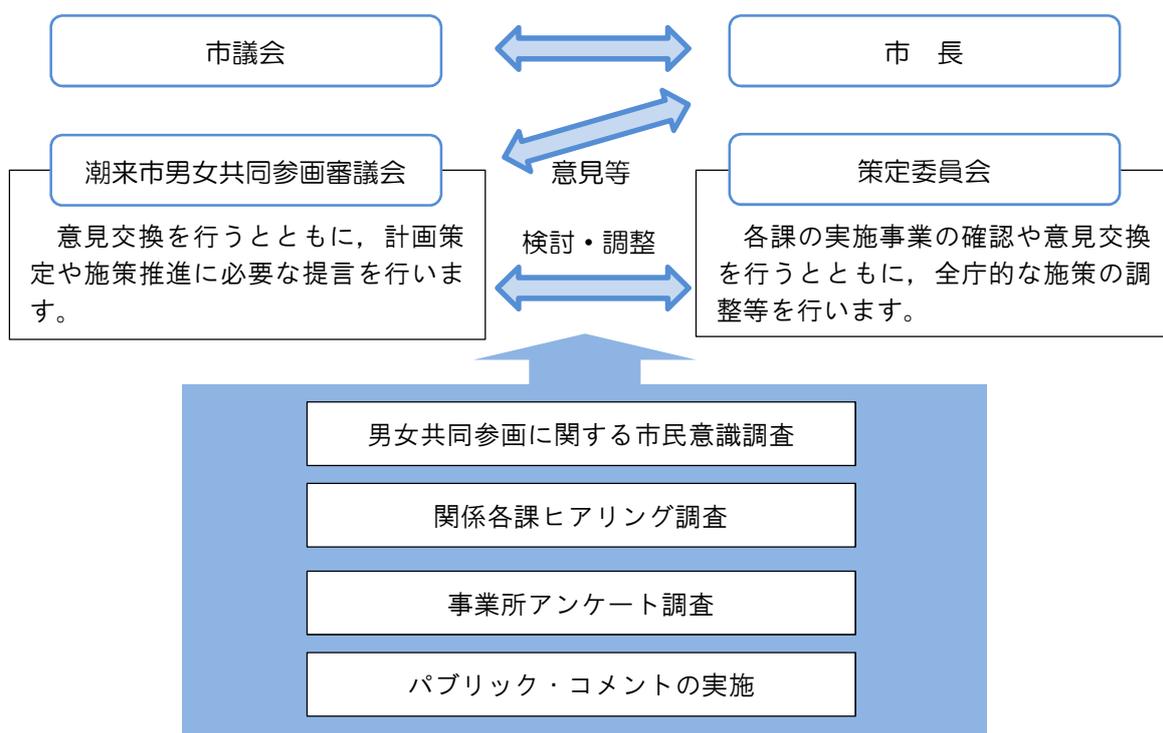
調査対象者	調査方法	調査期間	標本数	回収数(回収率)
市内の従業員が50人以上の事業所	訪問配付 ・回収	令和2年10月1日～15日	33	27(81.8%)

⑤ パブリック・コメントの実施

本計画に市民の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

実施期間	令和2年12月中旬～令和3年1月中旬
周知方法	広報いたこ、潮来市ホームページでのお知らせ
閲覧場所	潮来市立図書館、市内公民館での計画案冊子の閲覧 潮来市ホームページでの計画案データの閲覧
対象者	市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所又は事業所を有する法人 その他団体
提出方法	企画調整課へ直接持参・郵送・FAX・メール
実施結果	8名（9件）

策定の組織体制



(4) 計画策定にあたっての視点

本計画の策定にあたっては、次の4つの視点を持って取り組みます。

1 時代の要請に即した計画づくり

女性活躍推進法やDV防止法など本計画に盛り込むべき法令等の改正や子ども・子育て支援法、まち・ひと・しごと創生法など、本計画を取り巻く、法令等に対応した計画づくりを推進します。また、「誰一人取り残さない」という国連で採択された持続可能な開発目標SDGsに掲げる「ジェンダー平等を実現しよう」を目指した計画づくりを推進します。

2 社会の変化に即した計画づくり

少子・高齢化による人口構造の変化、単独世帯やひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、非正規雇用者の増加など、本計画をめぐる全国的な経済社会情勢の変化への的確な対応を図ります。また、女性の活躍推進に関する社会の気運の高まりや働き方改革による長時間労働の是正などを背景に、女性の活躍推進は新たなステージへ進みつつあります。男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた計画づくりを推進します。

3 市民に分かりやすい計画づくり

市民にとって分かりやすく、行政にとっては効率的かつ計画的な推進が図れるよう、何を実現していくのかが分かりやすい計画とします。そのため、本計画で実現すべき3つの基本目標のもと施策の体系化を図りました。

4 数値目標の設定により明確な目標を持った計画づくり

各種統計資料及びアンケート調査結果などを総合的に分析し、数値による明確な目標を持った計画とします。また、本計画の推進にあたっては、数値目標の進捗を把握し、PDCAサイクルに基づく進行管理等ができる計画とします。

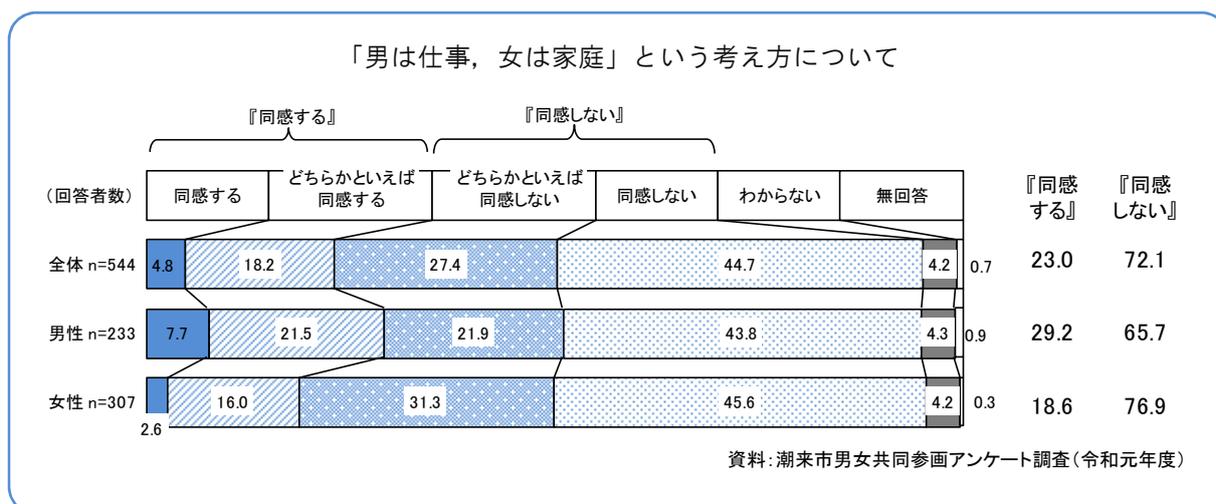
4 男女共同参画の主な課題と方向

統計データ，アンケート調査結果，施策の取組状況から把握された本計画の主な課題と方向は，次のとおりです。

(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成

① 根強く残る性別役割分担意識

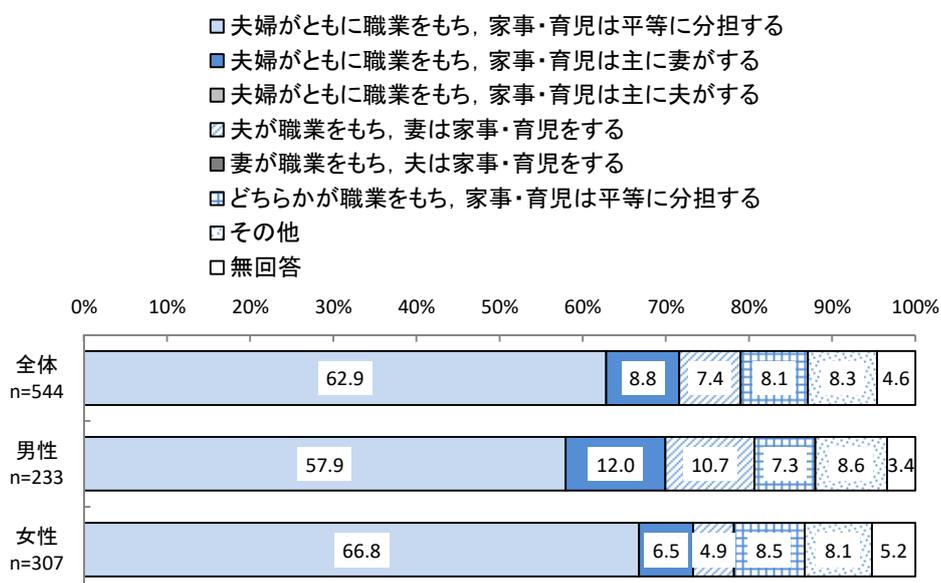
- アンケート調査では、「男は仕事，女は家庭」という考え方について、『同感する（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）』との回答は，女性が18.6%，男性が29.2%であり，固定的な性別役割分担意識が根強いことが分かります。
- 今後も，あらゆる機会を通じて男女がそれぞれの個性を尊重し，多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すことが重要です。



② 地域や職場への働きかけの強化

- 家庭における夫婦の役割分担については、「夫婦がともに職業をもち、家事・育児は平等に分担する」が全体で 62.9%，男性で 57.9%，女性で 66.8%と最も多くなっています。
- ワーク・ライフ・バランスの実際では、『家庭生活』または『地域・個人の生活』と『仕事』を両立している」は、全体で 16.9%，男性で 15.0%，女性で 18.2%となっています。また、「『仕事』に専念している」と『家庭生活』または『地域・個人生活』にも携わりつつ『仕事』を優先している」の合計は、全体で 39.1%，男性で 51.5%，女性で 29.9%と、男性では半数以上が仕事を優先している状況がうかがえます。
- 多くの市民は、家族のだれもが、家事・育児・介護等に関わり協力し合う家庭が望ましいと考えており、その実現に向け、一人ひとりの個人や地域、職場などでの取組が大切です。
- 特に、女性活躍推進法の観点から事業所への働きかけを強化していくことが必要です。

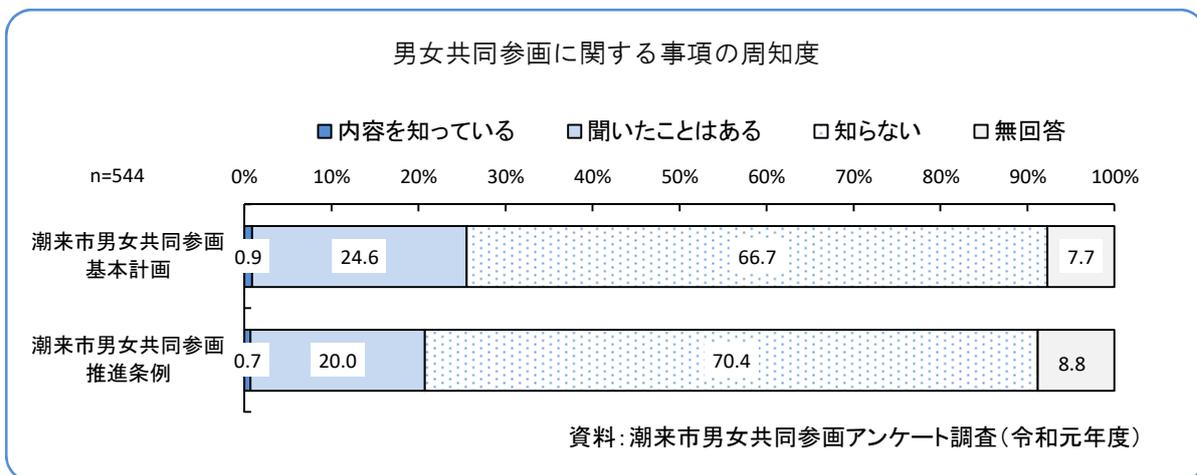
家庭における夫婦の役割分担



資料：潮来市男女共同参画アンケート調査（令和元年度）

③ 市の取組の情報発信の強化

○男女共同参画に関する事項の周知度を見ると、全体で「知らない」が最も多いのは「潮来市男女共同参画推進条例」の70.4%であり、続いて「潮来市男女共同参画基本計画」66.7%となっています。このように、潮来市の男女共同参画に関する市民の認知度は低くなっています。今後は、潮来市の取組のPRなど市民にとって分かりやすい情報発信の強化をしていく必要があります。



男女共同参画啓発事業（リーフレット，イベント会場）



男女共同参画啓発事業（講演会場）

④ 男女共同参画がより一層進んだ学校づくり

○学校教育の場における男女の地位の平等に対する意識では、「平等」との回答が全体で40.4%，男性が40.8%，女性が40.1%と最も多くなっています。これは、家庭生活や職場、政治の場などの設問9項目の中では最も高い数字となっており、学校教育の場では男女平等が進みつつある状況がうかがえます。

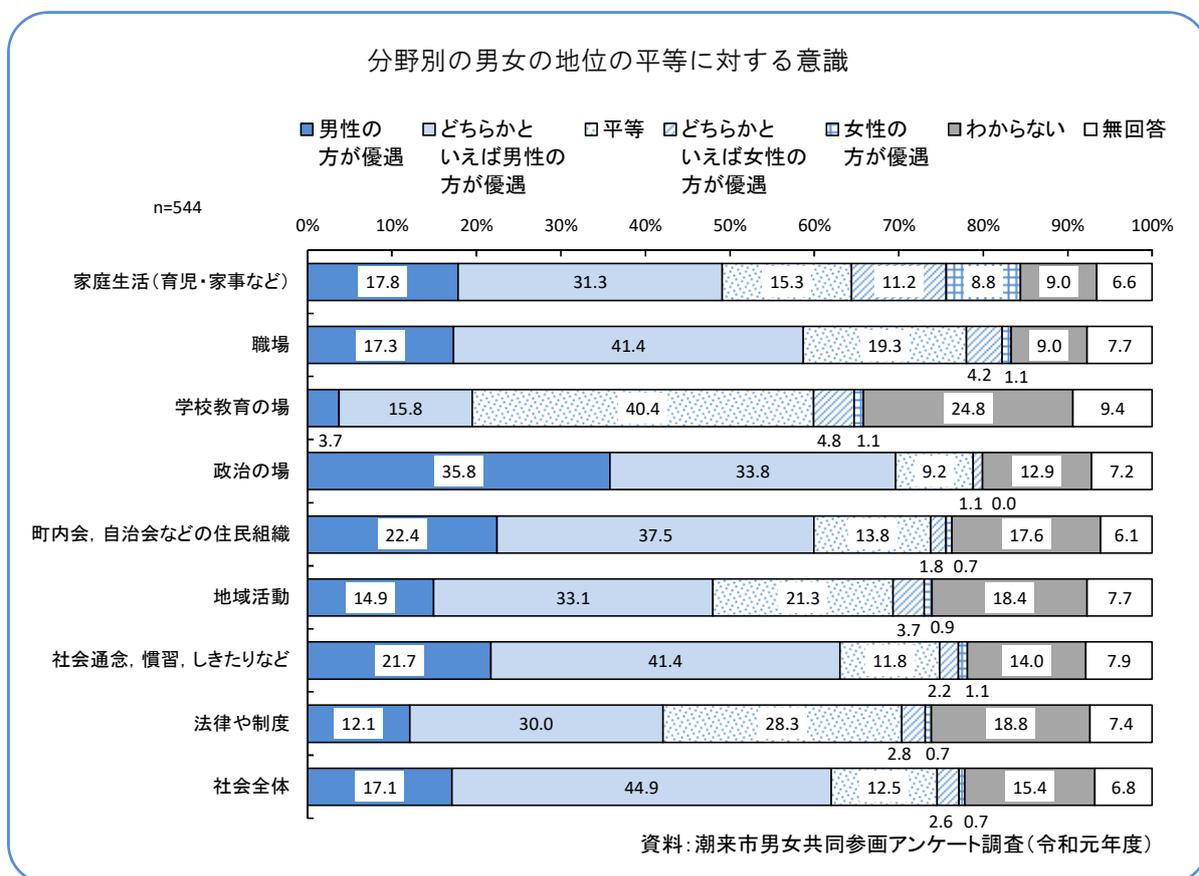
○学校教育の場においては、一定の男女平等が実現されていますが、引き続き、より一層の男女共同参画の視点に立った教育が推進されることが望まれます。

⑤ 目に見えない仕組みやしきたりへの取組強化

○町内会、自治会などの住民組織の場、地域活動の場、社会通念・慣習・しきたりなどに関する男女の地位の平等に対する意識は、いずれも『男性が優遇（「男性の方が優遇」と「どちらかといえば男性の方が優遇」との合計）』との回答が半数を超えています。

○今後、市民一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、家庭における男女共同参画が進んだとしても、個人や家庭を取り巻く地域の環境が変化しない限り、それぞれの「生きづらさ」は解消できません。

○法律や制度など「目に見える」事柄における男女共同参画の推進だけではなく、「目に見えない」社会通念やしきたりなどにも配慮していくことが重要です。



(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

① 子育てや介護環境の整備

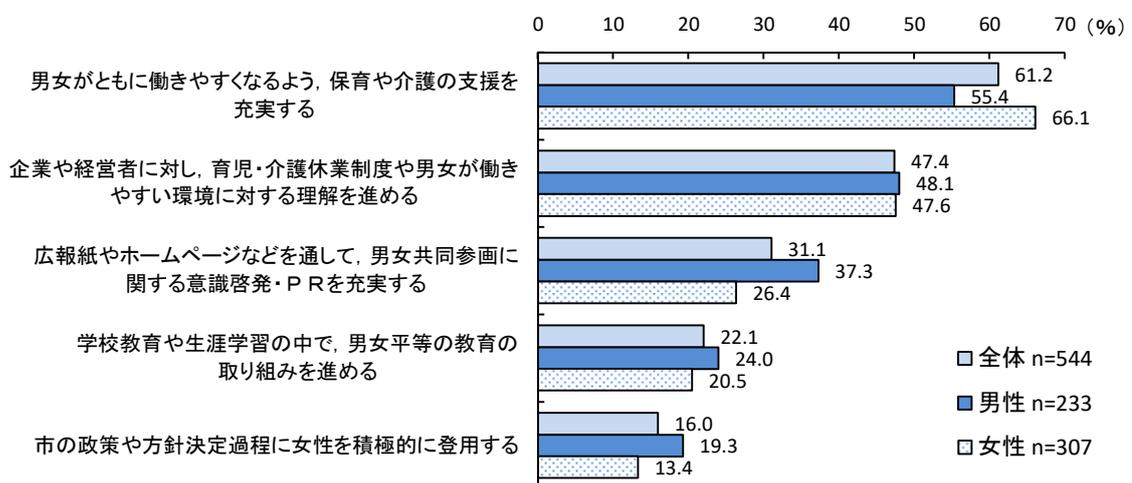
○男女共同参画について、潮来市が今後力を入れていくべきものとしては、「男女がともに働きやすくなるよう、保育や介護の支援を充実する」が、全体で61.2%と最も多く、続いて「企業や経営者に対し、育児・介護休業制度や男女が働きやすい環境に対する理解を進める」が47.4%など、保育や介護支援、休業制度等の充実へのニーズが高くなっています。

○子育てや介護の環境整備については、取組が充実しつつあります。この流れを一層加速するとともに、男女共同参画の視点から制度の充実を促進していくことが必要です。

② 男性の家事・育児への参画の促進

○男女の生き方や家庭生活の考え方として「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」に対し「そう思う」は、女性の60.9%に対し、男性は45.1%にとどまります。長時間労働を見直すとともに、家族と触れ合う時間を増やし、男性の家事・育児への参画を促進することが必要です。

男女共同参画について、潮来市が今後力を入れていくべきもの（上位5項目）



資料：潮来市男女共同参画アンケート調査（令和元年度）

(3) 女性活躍推進の環境づくり

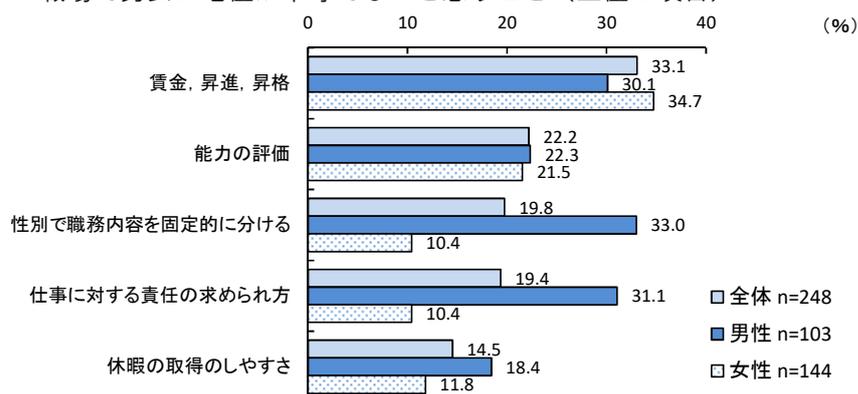
① 職場づくりへの支援

- 男性も女性も働きやすい社会を目指すために必要なこととして、男女ともに「育児・介護休暇を取得しやすい環境の整備」「保育や介護の施設・サービスの充実」「時間外勤務を減らすなど、労働時間の短縮を促進」「有給休暇の利用促進」が上位にあげられています。
- 女性の就業率が上昇するとともに、共働き世帯が増加しています。多くの家庭では家事・育児負担が女性に偏っており、男性の平日の家事・育児時間は少ないのが現状ですが、これは男性の長時間労働に問題の一因があると考えられます。
ワーク・ライフ・バランスを推進することで、仕事だけではなく生活も充実し、人生が豊かになるとともに、家族にとっても暮らしの充実につながります。
- 引き続き、介護や子育てに関する施策の充実を図るとともに、育児・介護休暇取得促進、有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、さらに男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善に向けた取組や男女共同参画へ意義の理解促進、企業の男性管理職等の意識啓発の促進についても求められています。

② 職場の現状に対応した多様な啓発

- 職場で男女の地位が平等でないと思うことについては、男女ともに「賃金、昇進、昇格」が約3割と多くあげられていますが、男性では「性別で職務内容を固定的に分ける」や「仕事に対する責任の求められ方」についても3割台であるなど、女性の回答（いずれも約1割）を大きく上回っています。
- 職場のあり方は多様であり、それぞれが対応策を検討していく必要があります。また、労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方を選択できるよう、職場での男女共同参画の推進が求められています。

職場で男女の地位が平等でないと思うこと（上位5項目）



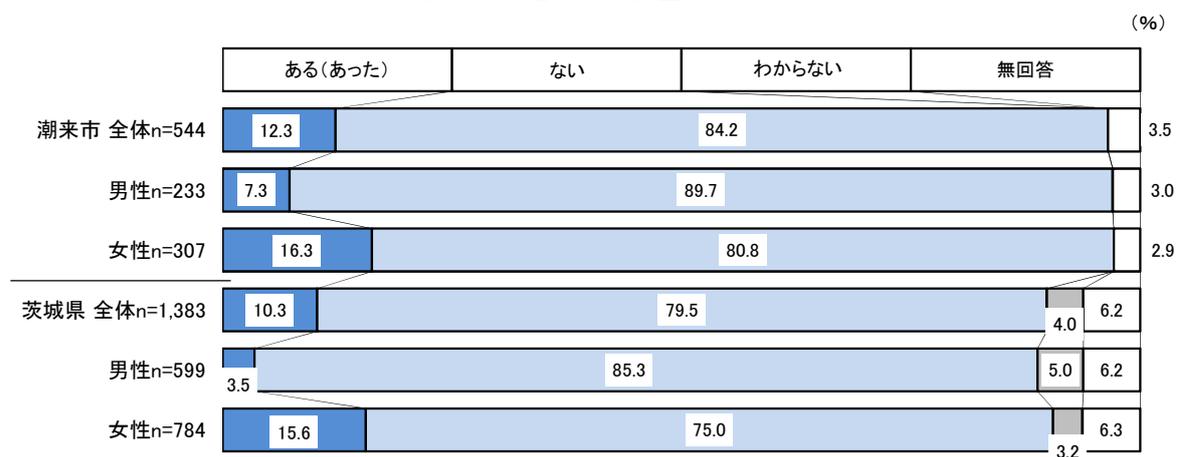
資料：潮来市男女共同参画アンケート調査(令和元年度)

(4) DV被害防止に向けて

① DV相談体制の強化

- DVを受けた経験は「ある」が女性で16.3%、男性で7.3%であり、令和元年度の県の意識調査（女性15.6%、男性3.5%）を上回る結果となっています。
- DVを受けた経験のある人でどこかに「相談した」人はそのうちの2割にとどまり、「相談したかったが、できなかった」が約3割となっています。
- DVを受けながらも、相談できなかった・相談しようと思わなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」が約5割で最も多く、続いて「自分さえ我慢すればよいと思ったから」「相談するほどのことではないと思った」などの順となっています。また、男性に比べ女性で「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」との回答が多くなっています。
- 潮来市では、地域や職場等における性差別等の人権問題、DV等の問題についての相談に応じる潮来市男女共同参画総合窓口を開設していますが、相談窓口を「知っている」人は男女ともに1割台前半にとどまっており、潮来市におけるDV相談窓口の周知することが必要です。
- また、被害者が安心して相談することができ、適切な対応をとれるよう、DVに関する相談体制の強化と関連機関等との連携を図ることが必要です。

DVを受けた経験（県調査との比較）



※県調査は、「ある(あった)」ではなく「ある」と表現、選択肢「わからない」は市調査では設定なし。

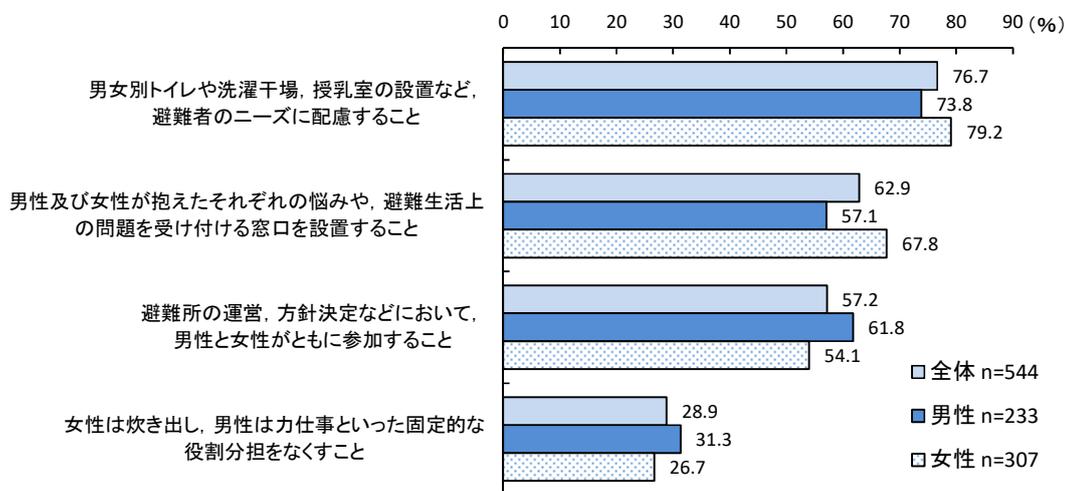
資料：潮来市男女共同参画アンケート調査(令和元年度)

(5) 防災への男女共同参画の視点

① 防災体制の強化

- 大雨・台風や地震等，毎年のように発生する大規模な災害により，市民の防災への関心は高まっています。国においては，防災・復興対策に男女共同参画の視点を取り入れる取組が進められています。
- 災害時の避難所における男女共同参画について必要なこととしては，「男女別のトイレや洗濯干し場，授乳室の設置など，避難者のニーズに配慮すること」が7割台と最も多く，次いで「男性及び女性が抱えたそれぞれの悩みや，避難生活上の問題を受け付ける窓口を設置すること」「避難所の運営，方針決定などにおいて，男性と女性がともに参加すること」の順となっています。
- 男女共同参画の視点に立った防災対策において重要なこととして，「備蓄品について女性，乳幼児，介護が必要な人，障がい者などの視点を取り入れる」が約9割と最も多く，次いで「女性も男性も防災組織や防災研修会に参加するよう努める」が約8割，「避難所の運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れる」が7割の順となっています。
- 潮来市では女性消防団員の確保・育成を進めており，災害時における女性団員の役割を明確にしていく必要があります。また，防災訓練実施時における啓発等には力を入れていますが，女性の参加が少ないのが現状です。
- 高齢者や障がい者，妊婦や乳幼児などの配慮が必要な人への防災対策の推進を通して，すべての市民が生涯にわたって安心安全に暮らすことのできる環境づくりを進める必要があります。また，防災分野における意思決定の場への女性の参画が求められています。

避難所における男女共同参画（上位4項目）



資料：潮来市男女共同参画アンケート調査（令和元年度）

第2章

計画のめざす姿

1 将来像

第1期計画においては、基本理念を「男女にやさしいあつたかいまち いたこ」と定め、この理念に基づいて男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してきました。本計画においては、第1期計画の基本理念を踏まえつつ、令和元（2019）年に策定した潮来市第7次総合計画の将来都市像などを踏まえ、本計画のめざす将来像として、次を掲げます。

男女ともに支え合い みんなが活躍できるまち いたこ

男だから、女だからという性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、
みんなが生き生きと活躍できるまちを目指します。

2 基本理念

基本理念については、「潮来市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の実現を目指します。

～性別ではなく、その人らしい生き方ができるまちづくり～

アンケート調査では、「男だから、女だから」という決めつけが、その人の可能性を閉じ込めてしまうという考えに同意する人が、男女とも8割以上という結果となっています。その一方で、「男は仕事、女は家庭」という考えに同感する人もいることが分かりました。

潮来市第2期男女共同参画基本計画においては、「性別」よりも「個性」が尊重され、すべての人々が生き生きと暮らせることを最も大切にしていこうとします。

3 基本目標

第1期計画においては、基本理念、基本的視点を踏まえ、7つの基本目標を掲げ、施策を推進してきました。本計画では、目指すまちの実現に向け、潮来市の男女共同参画基本条例の基本理念に基づき、市民に分かりやすい計画とすることを主眼に3つの基本目標を掲げ、目標の実現に向け施策の方向を組み立て施策につなげています。

基本目標1 男女平等の意識を育む社会づくり

男女共同参画社会の実現を目指し、性別により差別されることなく、個人としての尊厳が重んじられ、誰もが個性及び能力を発揮する機会が確保されるよう、男女共同参画について理解を深める教育や意識啓発を推進します。

また、男女ともにお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことができるよう、幼少期から人権尊重を基盤に男女平等を推進するとともに、家庭や地域、職場において、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画に対する正しい理解に向けた普及啓発を図り、国際社会と協調した男女共同参画を推進します。

基本目標2 誰もがもっと活躍できる環境づくり

「女性活躍推進法」第六条第二項に基づく「潮来市女性活躍推進計画」と位置付け、男女がともに、あらゆる分野において活躍することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。仕事だけではなく、家庭や地域活動へ参画する時間を確保するなど、充実した豊かな生活を過ごすことができる環境を整備します。職場においては、男女間格差の解消や労働条件の改善など、企業に対する男女共同参画への取組を促進します。また、働く場における女性活躍とともに、政策・方針決定の場、地域活動等への女性参画を促進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり

施策の方向1を「配偶者暴力防止法」第二条の三第三項に基づく「潮来市DV防止計画」に位置付け、DVをはじめとする重大な人権侵害である暴力の根絶に向けた啓発活動を様々な機会を通じて推進するとともに、関係機関と連携し、DV被害者の支援と相談体制の充実に取り組みます。また、健康づくりや防災など安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向

施策

1 男女共同参画の普及啓発と学習の推進

- (1) 男女共同参画の理解促進
- (2) メディアにおける男女の人権尊重
- (3) 人権と性の尊重意識の醸成

2 子どもの頃からの平等意識の醸成

- (1) 家庭における男女平等意識の醸成
- (2) 男女平等を推進する教育の推進
- (3) 国際理解と国際交流の推進

潮来市女性活躍推進計画

1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- (2) 子育て・介護サービスの充実
- (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進

2 働きやすい職場環境の整備促進

- (1) 雇用における男女の均等な機会と公平な待遇の確保
- (2) 男女の能力が活かせる職場環境
- (3) 農業・自営業におけるパートナーシップの促進
- (4) 女性のチャレンジ支援

3 政策・方針決定への女性参画

- (1) 政策決定への男女共同参画の促進
- (2) 企業や団体の方針決定への男女共同参画の促進
- (3) 地域活動での方針決定への男女共同参画の促進

4 誰もが参画し活躍できる地域づくり

- (1) 地域活動への男女共同参画の促進
- (2) 団体活動への男女共同参画の促進

潮来市DV防止計画

1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり

- (1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の強化
- (2) DV被害者の相談・保護・支援の推進

2 健康で安心して暮らせる社会づくり

- (1) 女性の健康保持・増進
- (2) 生活上様々な困難を抱える人への支援

3 防災分野における男女共同参画

- (1) 防災分野における男女共同参画
- (2) 避難所運営における配慮

第3章

計画の内容

基本目標 1

男女平等の意識を育む社会づくり

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）割合は、女性に比べ男性で多くなっています。また、性・年代別でみると、男性の70歳代で41.9%、男性の40歳代で28.0%、男女ともに30歳代で各25.0%、28.0%など、高齢男性と子育て世代で『同感する』割合が多い傾向にあることから、ライフステージに応じた意識啓発が求められています。
- 分野別の男女の地位の平等について、「社会全体」では62.0%、「社会通念、慣習、しきたり」では63.1%の人が『男性が優遇』（「男性が優遇」と「どちらかといえば男性が優遇」の合計）と回答しています。一方で、「学校教育の場」では19.5%にとどまるなど、分野により男女平等に差があることが分かります。
- 市の取組について、「潮来市男女共同参画推進条例」や「潮来市男女共同参画基本計画」を「知らない」人は6割を超えているなど、市民に関心を持ってもらえるような男女共同参画の広報・啓発活動が求められています。
- インターネットやSNS^{*}等のメディアの急速な普及により、各メディアから膨大な情報が発信されています。情報の中には誤った情報や人権侵害につながる情報も含まれていることから、個人が情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー^{*}）を身につけるとともに、他者の人権を侵害することがないように配慮する必要があります。また、そうしたメディアを使わない人に対しては、楽しく便利なものとして安全に活用できるよう、支援が必要です。

SNS／「Social Networking Service」の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。

メディアリテラシー／インターネットやテレビ、新聞などのメディア（媒体）を使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。

【施策の方向性】

- 固定的な性別役割分担意識を是正し，女性も男性も性別に関わりなく個人として尊重された生き方の理解を深めることができるよう，男女共同参画の正しい理解の普及啓発と学習を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識の是正や社会全体における男女平等を実現するためには，幼少期から家庭教育や学校教育の中で学習することが重要であることから，毎日の生活の中で自然と男女共同参画の視点を身につけることができるような教育・保育を推進します。また，国際理解を促進するため，学校における国際理解教育の実施や国際交流の機会の提供，男女共同参画の国際的な動向に関する情報の収集と提供に努めます。

〈 成果指標 〉

指標	現状値 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
「男は仕事，女は家庭」という考え方に『同感しない』人の (「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計) 割合	男性 65.7% 女性 76.9%	男性 70.0% 女性 80.0%
潮来市男女共同参画基本計画の「内容を知っている」人の 割合	0.9%	20%
教育現場における役職者（校長・教頭）に占める女性の 割合	25.0%	25% を維持

施策の方向 1 男女共同参画の普及啓発と学習の推進

(1) 男女共同参画の理解促進

市の広報紙やホームページ，国や県が作成するパンフレットなど，様々な媒体を活用した情報提供や啓発イベント，講座などの意識啓発の機会を設けるなど，男女共同参画への理解を促進します。

主要事業	担当課
①市広報紙・ホームページ・パンフレットによる啓発	企画調整課
②啓発イベント，講座などによる啓発	企画調整課
③市民意識調査の実施	企画調整課
④学習相談窓口の充実	生涯学習課

コラム

固定的な性別役割分担意識

「男性は仕事，女性は家庭」のように，男女ははじめからその役割が異なり，生き方があらかじめ決まっているという考え方や，それに沿った役割を期待することをいいます。

女性の社会進出や夫婦共働きが多くなった近年では，「男性は仕事，女性は家庭と仕事」という女性の二重負担の現実も生まれ，より一層女性の負担が増加し，男女の自由な生き方を妨げる原因となっていることから，解消を図っていく必要があります。

(2) メディアにおける男女の人権尊重

個人がメディアにおける情報を主体的に読み解き発信する力を身につけるとともに，インターネットやSNS等により人権侵害が起こらないよう，メディアリテラシーの向上を支援します。また，市のホームページや市が作成する広報や刊行物等における情報発信を行う際は，性別による固定観念にとらわれない表現に配慮します。

主要事業	担当課
①メディアリテラシー向上のための学習や啓発	秘書課 企画調整課
②市が作成する広報や刊行物等における性別にとらわれない表現の普及	秘書課 企画調整課

(3) 人権と性の尊重意識の醸成

市民が人権や性を尊重し合うことができるよう、正しい知識を深めるとともに、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場を通して性別や人権に関わるハラスメント※の防止、多様な性への理解など様々な分野の人権意識の醸成を図ります。

主要事業	担当課
①人権や性に関する学習機会の充実	生涯学習課 学校教育課
②発育段階に応じた性教育の充実	学校教育課 かすみ保健 福祉センター
③各種ハラスメント研修等の実施	総務課
④多様な性に対する正しい理解を促すための研修等の実施	総務課
⑤性に関する悩みへの相談体制の整備	学校教育課 かすみ保健 福祉センター

コラム

性の多様性

「世の中は、男と女だけで、異性を好きになることが普通」とされている社会において、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）と呼ばれる方々は、様々な「生きづらさ」を抱えています。からだの性と心の性（性自認）が異なるトランスジェンダーは、「性別取扱い特例法（平成 15 年）」により認知されるようになりましたが、外見と公的書類の性別が異なるため、採用、昇進の際に不利に扱われることもあります。

同性を好きになったり、自分の心の性とからだの性が一致しなかったり、セクシュアリティは、みなそれぞれです。誰もが社会の中で生き生きと暮らせるようになることが大切です。

ハラスメント／ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」を指す。行為者がどう思っているのかは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントに該当する。職場におけるハラスメントとしては、相手の意に反する性的言動によって、働く上で不利益を被ったり、「性的な言動」によって就業環境が妨げられるセクシュアル・ハラスメント、「優越的な関係を背景とした言動」であり「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」により、労働者の就業環境が害されるパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に際して、上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなどがある。

施策の方向 2 子どもの頃からの平等意識の醸成

(1) 家庭における男女平等意識の醸成

家庭においては、「男は仕事、女は家庭」や「男は男らしく」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識の払拭を促進するとともに、家庭教育学級などを通して保護者に対する啓発に努めます。

主要事業	担当課
①家庭教育学級による啓発	生涯学習課 かずみ保健 福祉センター 学校教育課

(2) 男女平等を推進する教育の推進

道徳教育や人権教育を通して、子どもたちが互いに認め合い、協力し、高め合う教育を推進します。また、教職員等が男女共同参画の視点に立った教育についても推進します。

主要事業	担当課
①道徳教育，人権教育の充実	学校教育課
②性別にとらわれない教育の推進	学校教育課
③人権の尊重及び男女平等に配慮した教育・保育，教職員向け人権・男女平等意識研修の実施	子育て支援課 学校教育課



性的マイノリティに関する講演会



男女共同参画啓発事業（紙芝居）

(3) 国際理解と国際交流の推進

子ども達が将来、世界で活躍できる国際感覚を養えるよう、国際理解教育を推進するとともに、市民が異文化を理解し、交流する機会を提供します。また、国際的に広い視野を持って男女共同参画に関する情報の収集と提供に努めます。

主要事業	担当課
①学校における国際理解教育の推進	学校教育課
②国際交流活動の促進	観光商工課
③SDGs情報の収集と広報	企画調整課
④国際事例の情報収集と広報	企画調整課

コラム

SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年、ニューヨークで開催された国連サミットで採択された2030（令和12）年を年限とする国際目標ですが、その前文に「すべての人の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と明記されています。また、17の目標（ゴール）のうち、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げ、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図るとしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 ジェンダー平等を実現しよう



SDGsの17のゴールのロゴマークと

ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」のロゴマーク

出典：国際連合広報センターホームページ

基本目標 2 誰もがもっと活躍できる環境づくり

【潮来市女性活躍推進計画】

【現状と課題】

- 男性が家事・育児等に参加するために必要なこととしては、「家事などの役割分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」との回答が6割を超え多くなっています。
- 女性の働き方について、男性は「出産・育児期間は職業を持たず、子どもが成長したら再び職業を持つ」、女性は「結婚、出産、育児等にかかわらず、職業を持ち続ける方がよい」を最も多くあげるなど、男女で考え方に差が見られます。
- 潮来市においても、全国的な傾向と同様に非正規雇用は男性に比べ女性で多く、子育て世代にあたる20～30歳代の女性では、労働力人口のうち働く意思がある人の割合（労働力率）に対し、実際に働いている人の割合（就業率）が低くなっています。
- 男性も女性も働きやすい社会をつくるために必要なこととして、男性では「労働時間の短縮を促進」、女性では「保育や介護の施設・サービスの充実」が特に多くなっています。
- 事業所アンケート調査では、今後の女性の管理職の登用について63.0%（17社）が「能力や経験に応じて登用していく予定である」、11.1%（3社）が「積極的に登用していく予定である」と回答し、女性従業員を積極的に活用するための取組としては、「性別に関わらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が81.5%（22社）で最も多くあげられています。
- 男女の地位の平等について『男性が優遇』との回答は、「政治の場」や「町内会、自治会などの住民組織」で5割を超えるなど、男女平等が図られていない状況がうかがえます。また、女性又は男性の人権が尊重されていないと感じるものとして、男女ともに「冠婚葬祭や地域のつきあいに残る習慣やしきたり」との回答が最も多くなっています。

【施策の方向性】

- 市民一人ひとりが仕事や家庭，地域での活動について，バランスを取りながら実践することができるよう，ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図るとともに，子育て支援，介護支援サービスの充実，男性の家事・育児への参画を促進します。
- 雇用の場における男女の均等な機会や処遇が確保されるよう企業の啓発に努めるとともに，意欲ある男女がその能力を活かすことのできる職場環境づくりを促進します。また，自営業における女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画を促進します。さらに多様な分野での女性のチャレンジを支援します。
- 様々な分野で多様な個性や価値観を持つ人材を活かすことが重要な課題となっています。行政，就労，地域活動等における女性の積極的な参画を促進し，政策・方針決定過程における女性活躍を促進します。
- 人口減少が進み，地域活動の担い手不足による地域コミュニティ機能の低下が懸念される中，将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくことができるよう，女性の参画と活躍を推進します。

〈 成果指標 〉

指標	現状値 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
市の男性職員の育児休業取得率	20.0%	20%以上を維持
市における子育ての環境や支援の満足度【満足度4と5(高い)の合計】(子ども・子育て支援ニーズ調査)	11.4%	20%
ワーク・ライフ・バランスの実際において「『家庭生活』または『地域・個人の生活』と『仕事』を両立している」と回答した人の割合	16.9%	40%
市の審議会等委員に占める女性の割合	26.6%	30%以上
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	12.0%	30%以上
区長に占める女性の割合	0%	3% (2人)

施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

市民や事業所等への情報提供や意識啓発に努め、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを推進するとともに、事業所等においては、ワーク・ライフ・バランスの実現が有能な人材確保や生産性向上につながるものとして周知を図ります。

主要事業	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の実施	企画調整課 観光商工課
②事業所等に対する広報・啓発	観光商工課
③企業への育児・介護休業制度の啓発	観光商工課
④ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	総務課
⑤特定事業主行動計画の推進	総務課

コラム

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

平成 19 年 12 月に策定され、その後の社会経済情勢の変化や施策の進展を受けて、平成 22 年 6 月に見直された内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。



職員研修

(2) 子育て・介護サービスの充実

家庭生活と仕事の両立における負担の軽減を図るため、保育・子育て支援、介護や福祉サービスの充実に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。

主要事業	担当課
①子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て支援課 かすみ保健 福祉センター
②学童保育（放課後児童クラブ）の充実	子育て支援課
③多様なニーズに対応した保育の充実	子育て支援課
④市民ボランティア等を活用した子育て事業の拡充	子育て支援課
⑤地域包括支援センターにおける相談体制の充実	高齢福祉課

(3) 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性の家事・育児・介護への参画促進を図るため、男性の意識改革を促進するとともに、男性向けの講座の実施や情報提供などを図ります。

主要事業	担当課
①男性の育児・介護等に関する講座等への参加促進	子育て支援課 企画調整課 生涯学習課 かすみ保健 福祉センター 高齢福祉課
②男性の育児・介護休業取得の促進に向けた啓発	総務課 観光商工課



父親子育て応援事業（お菓子の家作り）

施策の方向 2 働きやすい職場環境の整備促進

(1) 雇用における男女の均等な機会と公平な待遇の確保

企業に対し、募集・採用、配置・昇進等における性別を理由とする差別の禁止、ハラスメント防止対策の措置の義務付け等、「男女雇用機会均等法」をはじめとする労働に関連する法令等が順守されるよう、関係機関と連携した普及啓発を図ります。

主要事業	担当課
①企業への女性の雇用と労働条件向上に関する広報・啓発	観光商工課
②商工会と連携した企業向け研修、講座の開催	観光商工課
③市民や企業に向けたセクシュアル・ハラスメント等、各種ハラスメントの防止に向けた啓発	観光商工課

コラム

「男女雇用機会均等法」の改正

昭和 61 年に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の通称で、募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められています。

現在までに3度の改正が行われていますが、新たに令和2年6月から改正法が施行され、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策が強化されるとともに、パワー・ハラスメント防止措置が事業主の義務とされました。(中小事業主は、令和4年4月より義務化)

(2) 男女の能力を活かせる職場環境

意欲ある男女がその能力を十分に発揮できるよう、育児・介護休業や短時間勤務、フレックスタイム制[※]、テレワーク[※]など、多様な働き方を選択できる就業環境の整備に向けた企業の取組を支援します。

主要事業	担当課
①一般事業主行動計画の策定促進	観光商工課
②助成制度の周知促進	観光商工課
③多様な働き方に関する情報提供と環境整備に向けた支援	観光商工課
④商工会と連携した企業向け研修、講座の開催（再掲）	観光商工課

(3) 農業・自営業におけるパートナーシップ[※]の促進

農業や商工自営業における適切な労働時間や休日の確保、適正な労働報酬の確保等の就業条件の整備促進に努めるとともに、女性の主体的な経営参画を促進します。

主要事業	担当課
①家族経営協定 [※] の締結に向けた意識改革の促進	農政課
②商工会と連携した商工自営業経営者への研修会の実施	観光商工課

コラム

「女性活躍推進法」の制定

2015年8月、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年9月4日に公布・施行されました。

これにより、国、地方公共団体、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、女性の活躍に関する状況把握・分析を踏まえ、目標や取組内容等を内容とする「事業主行動計画」を策定・公表することが義務付けられ（2022年4月からは労働者101人以上に拡大）、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた、新たな段階に入りました。

フレックスタイム制／労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。

テレワーク／情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語であり、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をするを意味する。

パートナーシップ／「協力関係」や「提携」を意味する言葉。ここでは、世代間や夫婦間（男女）で、農業や商工業に従事する構成員が皆で相互に責任ある経営参画を果たし、各人が共同経営者の立場を確立することを指す。

家族経営協定／家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決める協定。この協定を結ぶことにより、認定農業者制度や農業者年金等の対象となることができる。

(4) 女性のチャレンジ支援

企業のあらゆる事業活動に女性が参画できるよう、企業における女性を対象とした人材育成の取組を支援するとともに、女性の再就業支援や起業に対する支援を拡充します。

主要事業	担当課
①女性の参画が進んでいない分野への女性就業に関する情報発信	観光商工課 企画調整課
②ハローワークとの連携による女性の就業・再就業の支援	観光商工課 企画調整課 社会福祉課
③商工会と連携した女性起業支援と制度の周知	観光商工課
④公共調達における男女共同参画の推進	財政課
⑤女性向けコワーキングスペース※活用の促進	観光商工課
⑥起業ビジネスプラン塾における女性向けセミナーの実施	観光商工課

コワーキングスペース／コワーキング (Co-working) とは、事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共同ワークスタイルを指し、コワーキングスペースは「共同で仕事をする場所」であり、複数の企業や個人事業主が共用するオフィスやスペースのことを言う。

施策の方向3 政策・方針決定への女性参画

(1) 政策決定への男女共同参画の促進

女性の視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用を促進し、市の政策や方針決定過程への女性参画を図ります。また、選挙権年齢の引き下げを受け、子どもの頃から政治に対する興味を持てるよう、選挙や政治に関する啓発や教育を推進します。

主要事業	担当課
①審議会、委員会等への女性登用の促進	関係各課
②各種団体の女性リーダーの発掘	企画調整課
③市役所の女性管理職の登用の推進	総務課
④子ども・若者に向けた政治に関する啓発・主権者教育の推進	企画調整課 議会事務局 総務課 学校教育課

(2) 企業や団体の方針決定への男女共同参画の促進

女性が自分自身を高め、方針決定過程に参画する意欲の醸成を図るとともに、女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定過程への男女共同参画が図られるよう、企業や団体への啓発活動を推進します。

主要事業	担当課
①商工会と連携した女性のキャリア※形成を支援する講座の開催	観光商工課
②企業や団体への男女共同参画促進のための啓発	企画調整課
③いばらき女性活躍推進会議への市内企業の参加促進と広報	観光商工課

キャリア／広義では「生き方」を指し、転職・就職においては仕事上の経歴・経験を意味する。

コラム

いばらき女性活躍推進会議

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性はもちろん男性も生き生きと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現を目指す「いばらき女性活躍推進会議」を平成28年に発足しました。

会員登録をすることで、企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会等のお知らせが届きます。

また、会議のロゴマークを活用することで、女性が活躍できる環境づくりを進めることに積極的な企業としてイメージアップにつながることを期待されます。



いばらき女性活躍
推進会議

「いばらき女性活躍推進会議」ロゴマーク

(3) 地域活動での方針決定への男女共同参画の促進

自治会等、地域活動での方針決定に際して、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう、女性役員の登用を促進します。

主要事業	担当課
①女性リーダーの研修機会の提供	生涯学習課 企画調整課
②区会（自治会）や地域活動における女性役員の登用促進	総務課 企画調整課

施策の方向4 誰もが参画し活躍できる地域づくり

(1) 地域活動への男女共同参画の促進

区会（自治会）、PTA活動、地域おこし活動やまちづくり活動など、誰もが参加、参画しやすい環境づくりに努めます。

主要事業	担当課
①区会（自治会）への女性の参加促進	総務課 企画調整課
②男性の地域活動へ参加するきっかけづくり	企画調整課 生涯学習課
③出前講座を活用した男女共同参画の普及啓発の促進	企画調整課

(2) 団体活動への男女共同参画の促進

NPO団体^{*}など地域で活動する団体と連携し、誰もが参加しやすい環境づくりに努めるとともに、女性団体への支援に努めます。

主要事業	担当課
①地域で活動する団体と連携した男女共同参画の普及促進	企画調整課
②女性団体への支援とネットワーク化の推進	企画調整課

NPO団体／NPOは、「Non Profit Organization」の頭文字をとった略語であり、日本語に直訳すると「非営利組織」となる。一般的には市民の発意に基づき自主的に活動する、市民が主体となった「市民活動団体」を指すことが多い。

基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり

【現状と課題】

- 配偶者や交際相手等からの暴力（以下、「DV」という。）を受けた経験は、性・年齢別でみると、男性の40～50歳代、女性の50歳代と70歳以上で多く、経験したDVの内容では男女ともに「大声で怒鳴られたり、暴言を吐かれる」などの精神的な暴力が多くなっています。
- DV被害の相談については、「相談しようと思わなかった」が男女ともに最も多く、DVの相談先としては、「親族」「友人・知人」「警察」などが主な回答で、「行政の相談窓口」とした人は0人となっています。また、潮来市男女共同参画総合相談窓口を「知っている」割合は、1割台にとどまるなど、相談窓口の周知と安心して相談できる体制の整備が求められています。
- DVの相談体制については、茨城県配偶者暴力相談支援センターを中心に、県内5か所の県民センターに女性相談員を配置し、DV相談等の業務を行っています。市においては、潮来市男女共同参画総合相談窓口がその役割を担っています。
- 避難所における男女共同参画については、「男性及び女性が抱えたそれぞれの悩みや、避難生活上の問題を受け付ける窓口を設置すること」や「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」との回答は、女性が男性を上回るなど、防災分野への女性の視点の活用が求められています。

【施策の方向性】

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害の多くは女性であることから、様々な機会を通じて、女性に対する暴力を許さないという意識づくりや、関係機関と連携した被害者のプライバシーに配慮しながら安心して相談できる体制の充実に努めます。また、被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合、被害を訴えにくい背景があるため、十分に配慮するものとします。
- 女性は思春期、妊娠・出産期、更年期など、各段階で身体的な変化が大きいことから、生涯を通じた女性の健康の保持・増進を支援します。また、ひとり親や経済的な困窮、高齢、障がいなどにより、生活上の困難に直面する人を支援します。
- 防災に必要な施策に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の防災力の向上が図られるよう、防災分野における意思決定過程や防災活動の現場や避難所運営への女性参画を促進します。

〈 成果指標 〉

指標	現状値 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
潮来市男女共同参画総合相談窓口を「知っている」割合	12.1%	20%
子宮頸がん検診，乳がん検診の受診率	23.7% 26.4% (令和2年度)	ともに 50%
防災会議委員に占める女性の割合	8.7%	18%
消防団員に占める女性の割合	1.4%	3%

コラム

DV

DVは、ドメスティック・バイオレンスの略で、相手を自分の思い通りにしようと、夫婦や交際相手などの間で起きる暴力のことをいいます。

暴力は「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけではなく、「人前で馬鹿にする」「暴言吐く」等の精神的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

DV防止法第6条の規定により、一般市民や医師その他の医療関係者がDVの被害に遭った人を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないことが、法律に定められています。

コラム

デートDV

デートDVは、DV防止法に規定される配偶者等（事実婚，元配偶者，同棲相手等を含む）に該当しない恋人同士の間で起きる暴力のことをいいます。

「DV」の項目で紹介した暴力の他，スマホやメールを細かくチェックして行動を監視したりすることも精神的な暴力に含まれます。

男性でも女性でも被害に遭うことがあり，暴力が次第にエスカレートして，被害が深刻になることがあります。

施策の方向 1 あらゆる暴力を根絶する社会づくり

【潮来市DV防止計画】

(1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の強化

若年層から高齢者まで、広く市民に向けて啓発用リーフレットの配布や出前講座を実施するなど、暴力の当事者とならないための知識の普及をはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発を図ります。また、アンケート調査を実施することにより、市内におけるDV被害の実態の把握に努めます。

主要事業	担当課
①DV防止に関する知識の普及と意識啓発	子育て支援課 企画調整課
②若年層へのDV・暴力防止に関する意識啓発	学校教育課 生涯学習課 企画調整課
③県と連携した「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	企画調整課
④DV実態調査の実施	企画調整課

コラム

パープルリボンとオレンジリボン

毎年11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間であり、女性に対する暴力根絶のシンボルがパープルリボンです。

また、11月は「児童虐待防止推進月間」にもあたり、児童虐待防止のシンボルがオレンジリボンです。

DVと児童虐待は密接に関わっており、子どもの目の前でDVが行われること（面前DV）は心理的虐待に該当します。このことから、全国的にDVと児童虐待に関する様々な啓発活動が同時に行われています。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

(2) DV被害者の相談・保護・支援の推進

市の広報紙やホームページ等を通じて、DVの相談窓口の周知や情報提供を推進するとともに、男女共同参画総合相談員の確保・育成の検討など、相談体制の充実に努めます。

実際にDVに関する相談があった際には、関係部署・関係機関との情報共有や緊密な連携の元、DV被害者への迅速かつ適切な支援と保護を図ります。

主要事業	担当課
①DVに関する相談体制の充実	子育て支援課 企画調整課 総務課 高齢福祉課 社会福祉課
②関係機関と連携した被害者の保護及び支援	子育て支援課 かすみ保健福祉センター 高齢福祉課 社会福祉課 企画調整課 総務課 市民課
③DV被害者への自立支援	企画調整課 子育て支援課 社会福祉課

コラム

気をつけよう！ 若者に広がる性暴力・性犯罪

デートDV、デートレイプドラッグ^{*}、AV（アダルトビデオ）出演強要、JKビジネス^{*}、コミュニティサイト^{*}（出会い系サイト）利用による被害など、今若い世代を中心に性暴力・性犯罪の被害に遭ってしまうケースが増えています。

SNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態も多様化しています。

デートレイプドラッグ／飲料に混入させ、服用した相手の意識や抵抗力を奪って性的暴行に及ぶ目的で使われる、睡眠薬や抗不安薬のこと。

JKビジネス／女子高生（JK）による密着なサービスを売りとし、女子高生にマッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりするなどのサービスを提供する業態のこと。一部の店舗では、裏オプションと呼ばれる性的サービスが行われていることが確認されるなど、青少年が性的被害に遭う事案が後を絶たず、その健全育成に影響を及ぼしている。コミュニティサイト／趣味や興味などの同じ人同士が集まるインターネット上のウェブサイトのこと。

DV等の相談先

DVや人権侵害に関して、潮来市をはじめ国・県等の各種機関で電話相談を受け付けています。

潮来市男女共同参画総合相談窓口

0299-62-2727 (毎月第2・4木曜日 13:00~17:00)

女性の人権ホットライン (法務省)

0570-070-810 (平日 8:30~17:15)

茨城県女性相談センター (茨城県配偶者暴力相談支援センター)

029-221-4166 (平日 9:00~21:00, 土日祝 9:00~17:00)

女性安心パートナー (茨城県警察本部)

029-301-8107 (24時間受付)

「らいず」DVヘルプライン (NPO法人 ウィメンズネット「らいず」)

029-222-5757 (毎週水・金曜日 10:00~15:00)

よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

0120-279-338 (24時間対応)

施策の方向2 健康で安心して暮らせる社会づくり

(1) 女性の健康保持・増進

母性の保護や女性特有の疾病予防等に対応した知識の普及及び健康診断の充実を図ります。また、男女の身体的性差への十分な理解に基づいた、性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）への正しい知識の普及及び意識啓発を推進します。

主要事業	担当課
①女性特有の症状，病気，性に関する病気等の正しい知識の普及	かすみ保健福祉センター
②女性特有の症状，病気，性に関する病気等の健康相談	かすみ保健福祉センター
③乳がん・子宮頸がんの検診のあり方の検討と受診率向上	かすみ保健福祉センター
④妊娠期から産後までの継続した母子保健事業の充実	かすみ保健福祉センター
⑤健康づくりにおける男女共同参画の推進	生涯学習課

コラム

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは、日本では一般に「性と生殖に関する健康」と訳されます。子どもを「産む」「産まない」ことを決める自由を含め、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的・精神的及び社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、また、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利（ライツ）のことです。

(2) 生活上様々な困難を抱える人への支援

ひとり親や経済的な困難を抱える人、高齢者や障がいのある人については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、孤立防止や福祉サービスの充実を図ります。

主要事業	担当課
①ひとり親家庭への効果的な支援と自立に向けた総合的な支援	社会福祉課 子育て支援課
②地域の見守り，孤立防止への取組	社会福祉課 高齢福祉課
③高齢者や障がい者，生活困窮世帯など，支援を必要とする人への福祉サービスの充実	社会福祉課 高齢福祉課

施策の方向3 防災分野における男女共同参画

(1) 防災分野における男女共同参画

地域の防災活動に性別に関わらず、それぞれの役割を尊重しながら取り組めるよう啓発に努めるとともに、防災会議における女性委員の登用を推進します。

主要事業	担当課
①地域防災計画への男女共同参画視点の導入	総務課 企画調整課
②防災会議の女性委員の登用推進	総務課 企画調整課
③自主防災組織への参画促進	総務課 企画調整課

(2) 避難所運営における配慮

災害時における避難所の運営や備蓄品の選定に女性の視点を取り入れることで、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等様々なニーズに配慮した防災体制の整備を図ります。

主要事業	担当課
①避難所の管理運営チームへの女性の参画	総務課 企画調整課
②女性の視点を取り入れた避難所運営の推進	総務課
③女性や乳幼児等様々なニーズに対応した災害備蓄品の整備	総務課

第4章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内会議の充実

男女共同参画の施策は、人権、子育て、福祉、教育など市政のあらゆる分野にわたります。本計画の推進にあたりましては、関係機関と連携し男女共同参画推進の充実を図ります。また、「特定事業主行動計画」に基づき、長時間労働の是正などをさらに推進し、男性職員の家事や育児への参画を促します。

(2) 審議会

男女共同参画に関する有識者や関連団体の関係者などから構成される審議会において、本計画の実施状況や男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、適宜、施策へ反映させます。

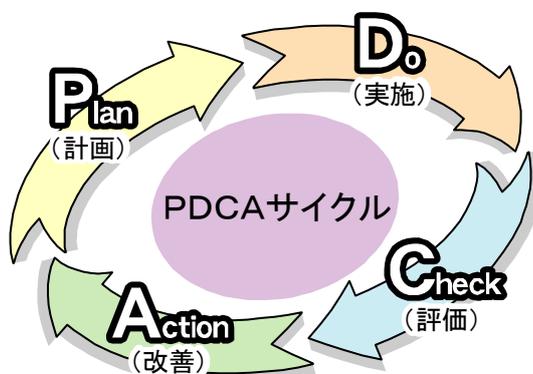
2 計画の周知と進行管理

(1) 計画の周知

本計画は、市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、取組や事業の進捗状況について広く周知を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理につきましては、庁内関係各課においてPDCAサイクルに基づく進行管理を踏まえ、毎年度取組について点検、評価を行い、常に改善を図ります。



資料編

1 データからみる潮来市の男女共同参画

(1) 人口動態等

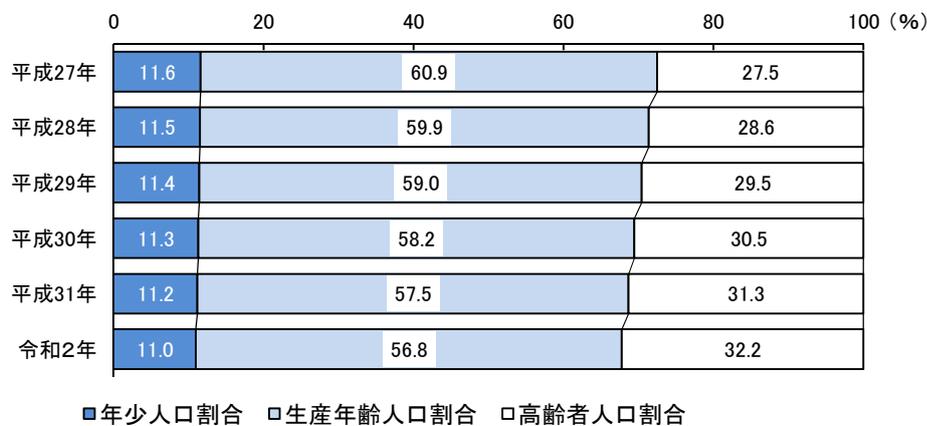
- 人口は微減傾向にある。(前回策定時である15年前からは約3,200人の減少)
- 年少人口と生産年齢人口は減少する一方で、高齢者が増加しており、少子高齢化が進行している。

① 年齢3区分別人口

本市の人口は、平成27年29,441人から令和2年27,950人と微減傾向にあります。

年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が徐々に減少する一方で、65歳以上の高齢者は増加し、令和2年の高齢者人口割合（高齢化率）は32.2%、3人に1人は高齢者であり、高齢化が進展している状況がうかがえます。

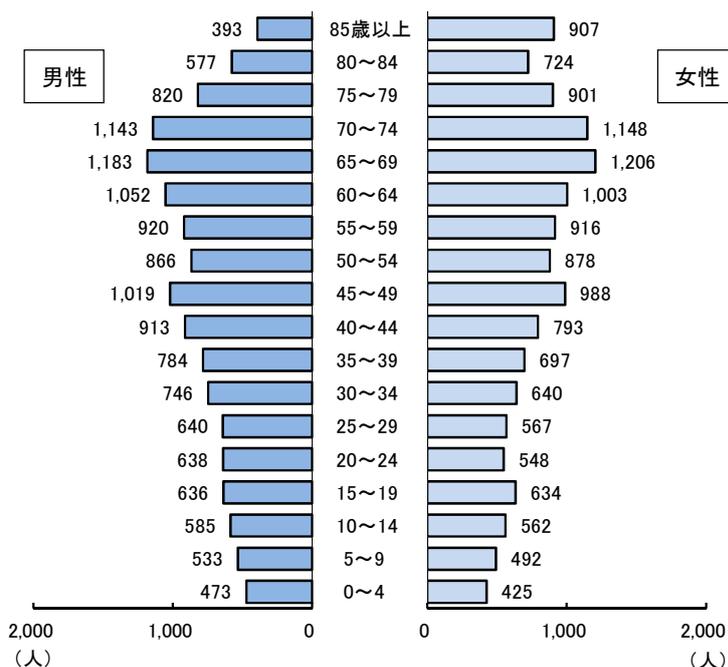
年齢3区分別人口の推移



② 年齢5歳階級別人口

年齢5歳階級別人口をみると、男女ともに65～69歳のいわゆる団塊の世代後の人口が最も多くなっています。80歳以上では男性に比べて女性の人数が多く、特に85歳以上では男性393人に対し、女性が907人と大きく上回ります。

年齢5歳階級別人口（令和2年1月1日現在）



(2) 家族形態の変化

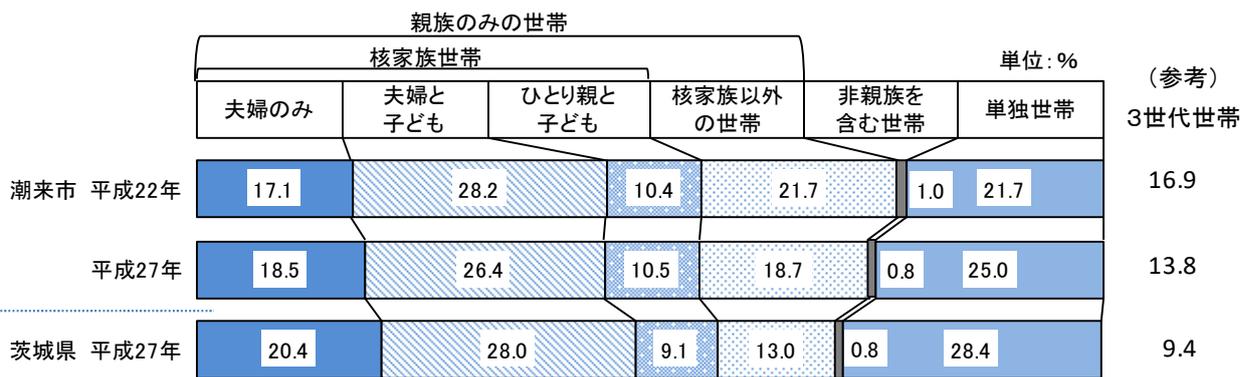
- 「単独世帯」や「夫婦のみ」世帯が増えている。
- 母子世帯・父子世帯は減少傾向にあるものの、その数は母子世帯が圧倒的に多く、6歳未満の子どもがいる母子世帯も多くなっている。
- 孤立や貧困等の状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増加すると考えられる。市でも高齢単身世帯・高齢夫婦世帯は増加を続けている。

① 世帯構成

一般世帯を家族類型別にみると、「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」からなる核家族世帯が半数以上を占めています。一方で、単独世帯は平成22年の21.7%から、平成27年25.0%と割合を高めています。

3世代世帯の割合は低下していますが、県と比べその割合が高くなっています。

家族類型別一般世帯の構成比

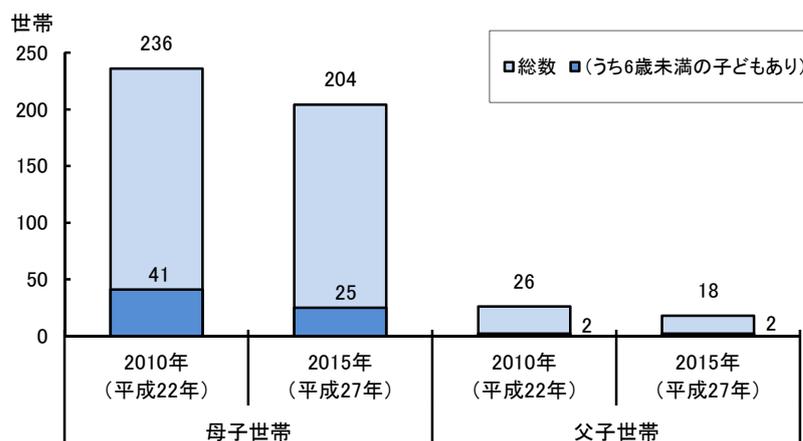


資料：国勢調査

② 母子・父子世帯

母子世帯・父子世帯の数はともに減少傾向にあります。母子世帯数は父子世帯数を圧倒的に上回り、10倍近い開きがあります。また、平成27年の母子世帯では約1割に6歳未満の子どもがいる状況となっています。

母子・父子家庭数の推移と6歳未満の子どもの有無

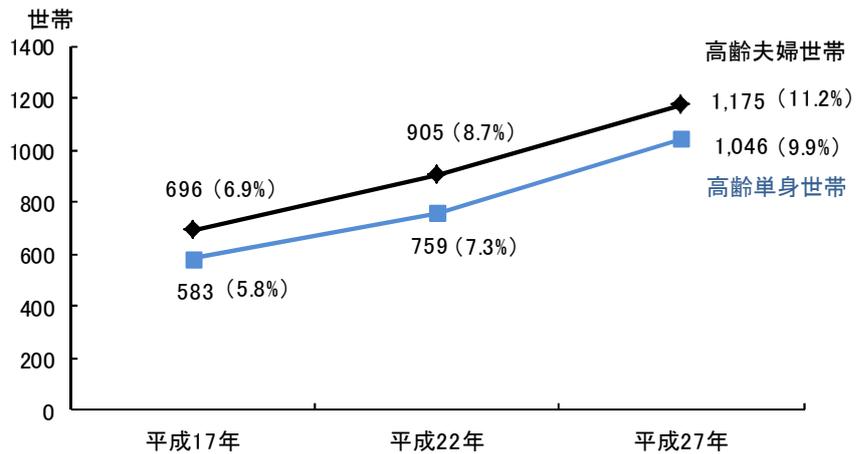


資料：国勢調査

③ 高齢者世帯

高齢夫婦世帯、高齢単身世帯ともに増加を続けており、平成27年で高齢夫婦世帯は1,175世帯、高齢単身世帯は1,046世帯、一般世帯に占める割合は各11.2%、9.9%となっています。

高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の推移



資料: 国勢調査

(注1) 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上と妻60歳以上の夫婦からなる世帯

(注2) 世帯数横の括弧内は、一般世帯に占める割合

(3) 就業の状況

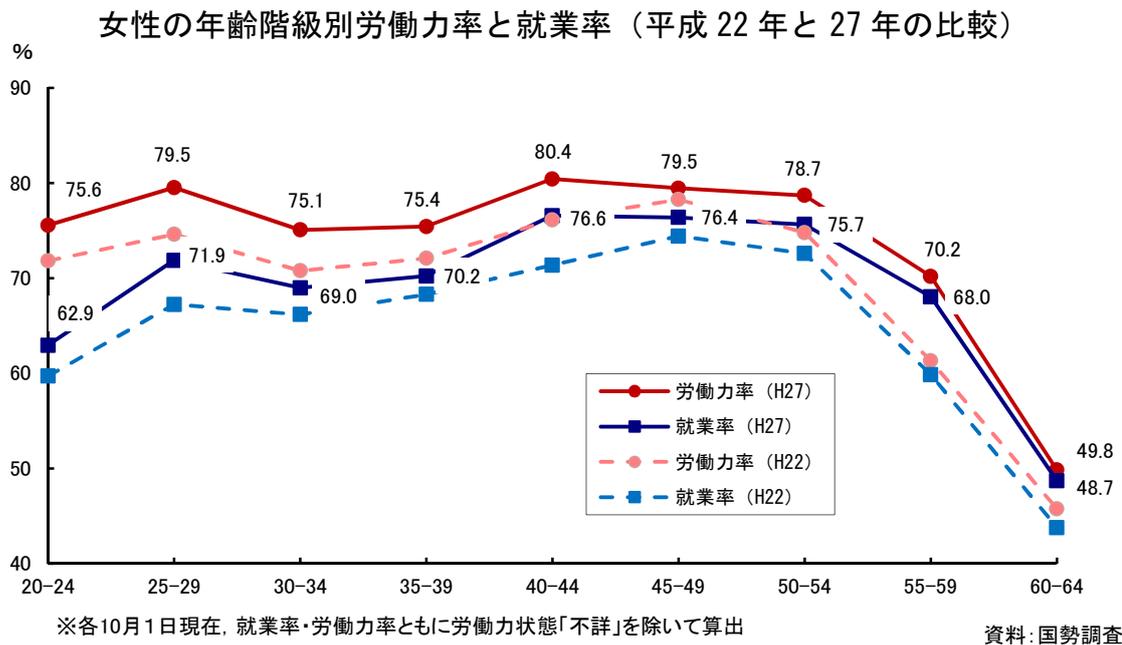
- 潮来市の女性の労働力率・就業率について年齢別にみると、県に比べ「M字カーブ」が緩やかであるものの、20～30歳代の子育て世代の女性では労働力率と就業率の間に乖離が見られる。
- 潮来市の正規雇用の割合は、男女ともに国・県に比べ高くなっている。
- 非正規雇用の割合は、女性が5割に対し、男性は1割強と女性で非正規雇用が多い。
- 女性は50～54歳を境に市内で働く人が多くなる一方で、男性は65歳以上を除き市外で働く人が多い。

① 女性の労働状況

一般的に女性の労働力率^{※1}は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

国勢調査によると、平成22年と比較して、平成27年の「M字カーブ」は非常に緩やかなものとなっており、就業率^{※2}についても、同様の傾向が見られます。

平成19年の第1期計画策定以降、女性の労働力率、就業率ともに上昇し、働く女性が増加していることが分かります。



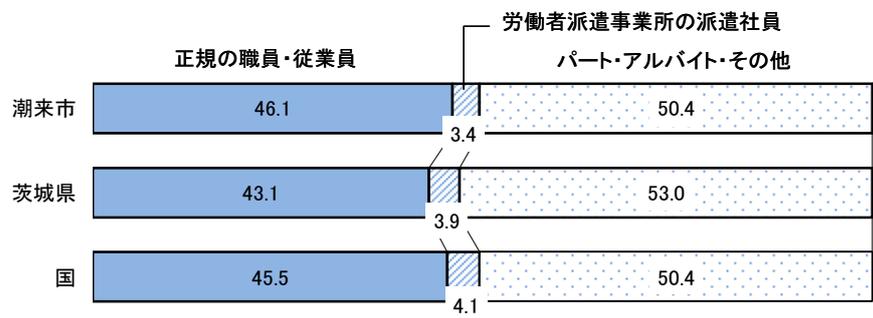
※1 労働力率：15歳以上の人口における労働力人口の割合。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働が可能な人口のうち、働く意思のある人の割合と言えます。

※2 就業率：15歳以上の人口における就業者の割合。就業者は、収入伴う仕事について有業者（従業者）のことをいい、仕事を持っているが育児休業等により休んでいる休業者も含まれます。

② 雇用形態

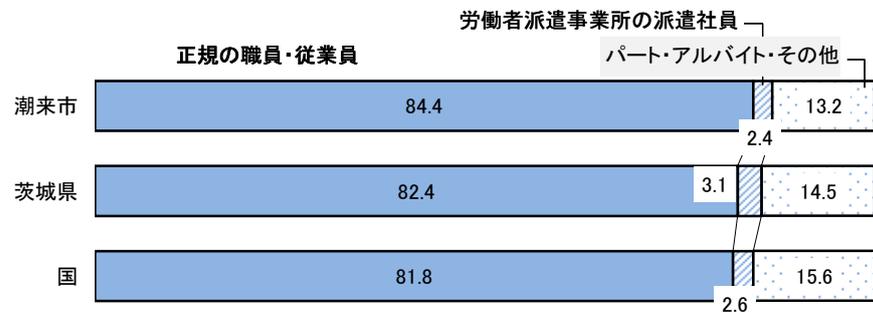
雇用形態の内訳を国・県と比較すると、男女ともに「正規の職員・従業員」の割合は女性46.1%、男性84.4%であり、国・県の割合を上回っています。性別で見ると、正規雇用の割合は、男性が女性を2倍近く上回り、それに符合するように、「パート・アルバイト・その他」と「労働者派遣事務所の派遣社員」を合わせた非正規雇用の割合は、女性が男性を大きく上回ります。

女性の雇用形態の内訳（国・県・潮来市 平成27年）



資料：国勢調査

男性の雇用形態の内訳（国・県・潮来市 平成27年）

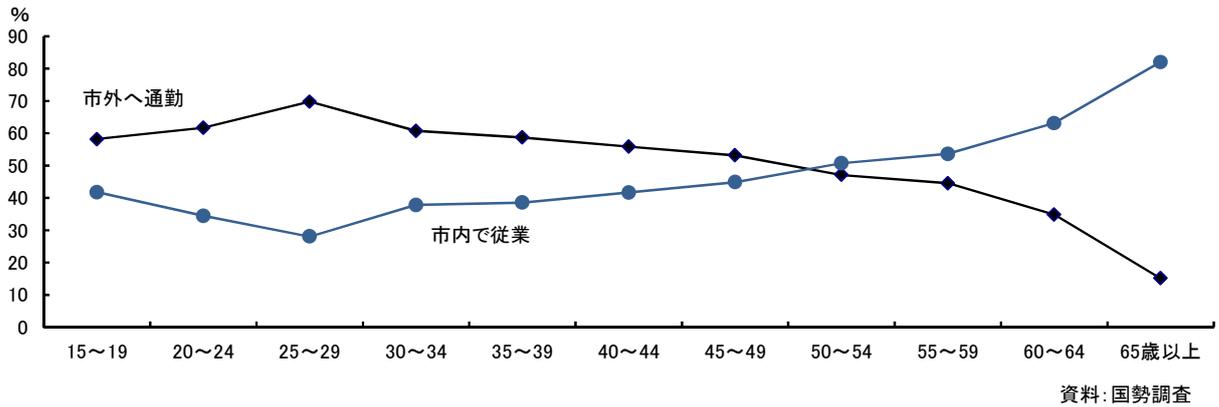


資料：国勢調査

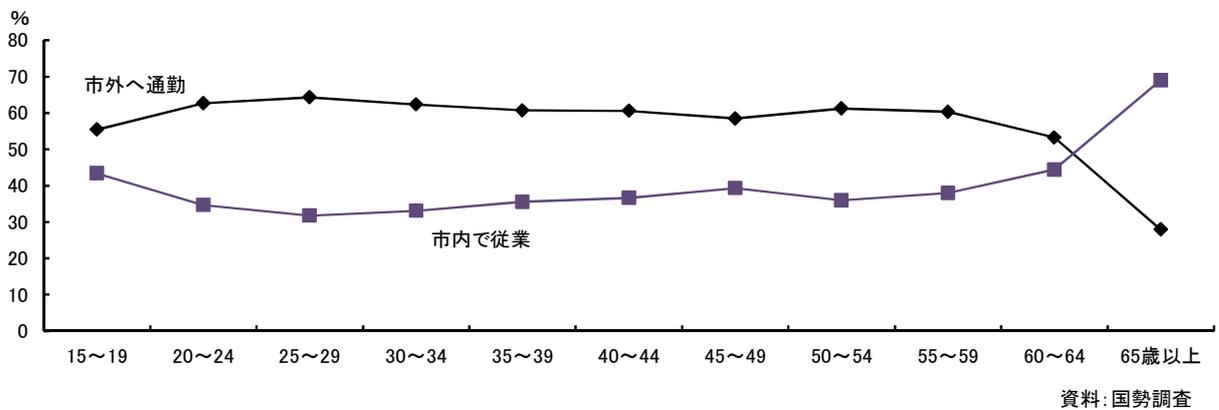
③ 就業者の通勤先

潮来市の就業者の通勤の状況を年齢階級別にみると、女性では50～54歳を境に市内で従業する人が多くなっています。一方、男性は65歳以上を除き、いずれの年齢階級でも市外へ通勤する人の割合が、市内で従業する人の割合を上回っています。

潮来市に住む女性就業者の年齢別市外・市内通勤割合（平成27年）



潮来市に住む男性就業者の年齢別市外・市内通勤割合（平成27年）



2 市民意識調査結果（抜粋）

市民の生活実態や男女共同参画の意識などを把握し、「潮来市男女共同参画基本計画」改定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

◆調査方法

調査対象	潮来市在住の満18歳以上の市民
配布数	1,500人（住民基本台帳からの無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元年12月16日～令和2年1月17日（お礼状を兼ねた督促状の配布1回）
有効回答率	36.3%

◆調査内容

項目	内容
基本属性等	性別，年齢，地区，結婚の有無，家族構成
男女の生き方や家庭生活について	「男は仕事，女は家庭」という考え方について，男女の生き方や家庭生活の考え，家庭での役割分担のあり方，男女の人権が尊重されていないこと
職業について	職業，職場で男女平等ではないと思うこと，女性の働き方に対する考え，誰もが働きやすい社会のために必要なこと
ワーク・ライフ・バランスについて	ワーク・ライフ・バランスの理想と実際，男性が家事・育児等に参加するために必要なこと
DVについて	DVの周知度，DVを受けた経験，DVの内容，相談状況と相談先，相談しなかった理由，潮来市男女共同参画総合相談窓口の周知状況
防災対策	女性の視点に立った防災対策，避難所における男女共同参画
男女共同参画社会について	男女共同参画に関する事項の周知度，分野別の男女の地位，男女共同参画の重点施策

回答率について

回答は，質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し，百分率（パーセント）で表示しました。算出された回答率は，小数点第2位を四捨五入し，小数点第1位まで表示しています。そのため，質問によっては，1人の回答者が1つだけ回答する場合（単数回答）でも，回答率の合計が100%ちょうどにならないものもあります。

また，1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では，回答率の合計は100%を上回ることもあります。

表記について

表，グラフ中では，回答率（%）とともに，その設問に回答すべき数（回答者総数＝n）も表示しています。ただし，スペースの都合により省略している場合もあります。

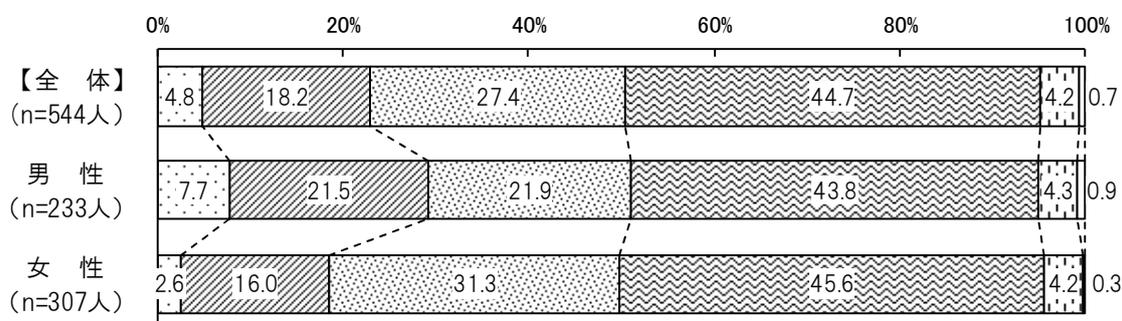
また，表，グラフ，本文中において，回答選択肢の表記は，スペースの都合により簡略化している場合があります。

基本目標1 男女平等の意識を育む社会づくり

○「男は仕事，女は家庭」という考え方については，「同感しない」，「どちらかといえば同感しない」の合計は，女性が76.9%，男性が65.7%であり，潮来市の平成13年度調査の女性75.5%，男性66.7%とほぼ同様の数字となりました。また，令和元年度の茨城県調査の「同感しない」，「どちらかといえば同感しない」の合計は，女性が72.4%，男性が60.8%であり，潮来市の結果は茨城県調査を上回っています。

問6 「男は仕事，女は家庭」という考えがありますが，あなたはこの考えに同感しますか。
 あてはまるもの1つに○をつけてください。

同感する
 どちらかといえ
 同感する
 どちらかといえ
 同感しない
 同感しない
 わからない
 無回答



[参考 平成13年潮来市市民意識調査との比較]

単位：%

	「男は仕事，女は家庭」という考え方について					
	同感する		同感しない		わからない	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成13年度	25.0	17.7	66.7	75.5	8.3	6.8
令和元年度	29.2	18.6	65.7	76.9	4.3	4.2

注) 令和元年度の『同感する』は「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計，『同感しない』は「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計。「無回答」は除いている。

[参考 令和元年度 茨城県 男女の働き方と生活に関する調査との比較]

単位：%

	「男は仕事，女は家庭」という考え方について					
	同感する		同感しない		わからない	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
県 (R1)	31.5	22.4	60.8	72.4	6.7	4.5
潮来市	29.2	18.6	65.7	76.9	4.3	4.2

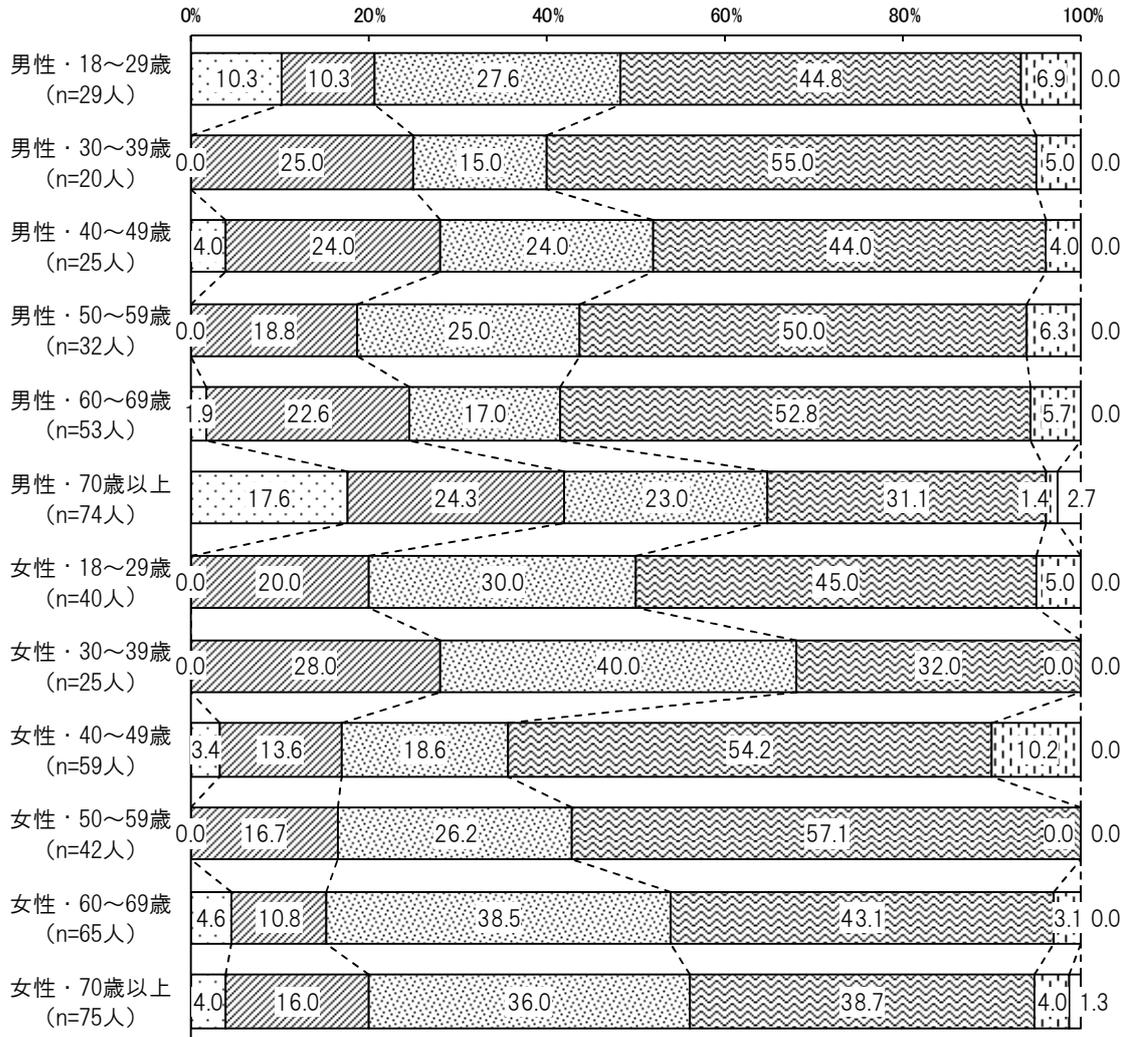
注) 『同感する』は「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計，『同感しない』は「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計。「無回答」は除いている。

○「男は仕事，女は家庭」という考え方について性・年齢別にみると，「同感しない」，「どちらかといえば同感しない」の合計は，女性の50～59歳で83.3%を占めて多くなっています。

問6 「男は仕事，女は家庭」という考えがありますが，あなたはこの考えに同感しますか。

あてはまるもの1つに○をつけてください。

□ 同感する ▨ どちらかといえば同感する ▩ どちらかといえば同感しない ▧ 同感しない ▦ わからない □ 無回答

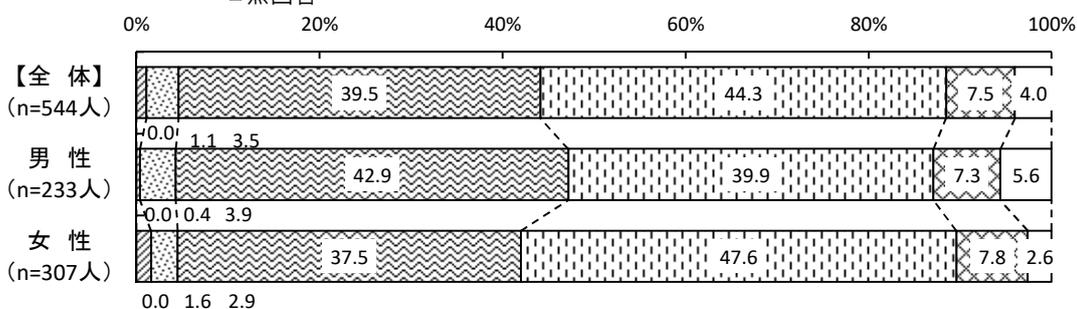


基本目標2 誰もがもっと活躍できる環境づくり

○女性のライフスタイルにおける職業の考え方については、「結婚，出産，育児等にかかわらず，職業を持ち続けるほうがよい」が，女性で47.6%と最も多くなっていますが，男性では「出産・育児期間は職業を持たず，子どもが成長したら再び職業を持つ」が42.9%で最も多くなっています。性・年齢別にみると，「結婚，出産，育児等にかかわらず，職業を持ち続けるほうがよい」は，男性の40～49歳，女性の30～39歳と60～69歳で多くなっています。

問12 女性の結婚や出産・育児などのライフスタイルにおいて，職業はどうあるべきだと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 女性は職業をもつ必要がない
- 結婚するまでは職業を持ち，その後はやめた方がよい
- 子どもができるまでは職業を持ち，その後はやめた方がよい
- 出産・育児期間は職業を持たず，子どもが成長したら再び職業を持つ
- 結婚，出産，育児等にかかわらず，職業を持ち続ける方がよい
- その他
- 無回答

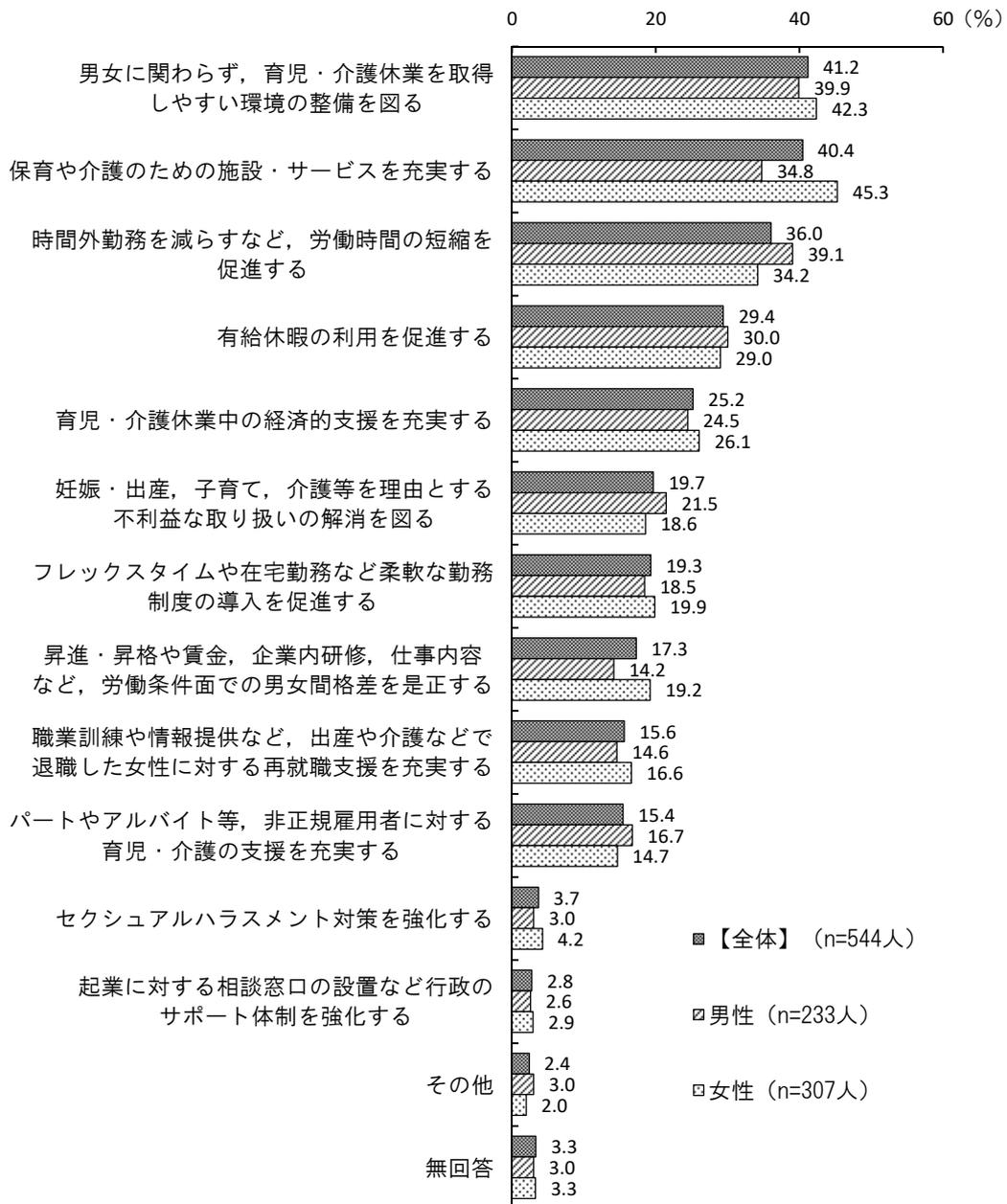


性・年齢別 単位：%	女性に職業が必要ない	結婚するまでは職業を持ち、その後はやめた方がよい	子どもができるまでは職業を持ち、その後はやめた方がよい	出産・育児期間は職業を持たず、子どもが成長したら再び職業を持つ	結婚、出産、育児等にかかわらず、職業を持ち続ける方がよい	その他	無回答
男性・18～29歳 (n=29人)	0.0	0.0	3.4	51.7	34.5	3.4	6.9
男性・30～39歳 (n=20人)	0.0	0.0	0.0	55.0	35.0	5.0	5.0
男性・40～49歳 (n=25人)	0.0	0.0	0.0	36.0	60.0	4.0	0.0
男性・50～59歳 (n=32人)	0.0	0.0	3.1	34.4	46.9	12.5	3.1
男性・60～69歳 (n=53人)	0.0	1.9	0.0	43.4	43.4	7.5	3.8
男性・70歳以上 (n=74人)	0.0	0.0	9.5	41.9	31.1	8.1	9.5
女性・18～29歳 (n=40人)	0.0	0.0	5.0	40.0	42.5	10.0	2.5
女性・30～39歳 (n=25人)	0.0	4.0	0.0	36.0	56.0	4.0	0.0
女性・40～49歳 (n=59人)	0.0	0.0	1.7	37.3	49.2	10.2	1.7
女性・50～59歳 (n=42人)	0.0	2.4	2.4	35.7	47.6	9.5	2.4
女性・60～69歳 (n=65人)	0.0	1.5	0.0	30.8	55.4	10.8	1.5
女性・70歳以上 (n=75人)	0.0	2.7	6.7	42.7	40.0	2.7	5.3

○男性も女性も働きやすい社会にするために必要なことは、女性では「保育や介護のための施設・サービスを充実する」が45.3%と最も多く、続いて「男女に関わらず、育児・介護休暇を取得しやすい環境の整備を図る」が42.3%、「時間外勤務を減らすなど、労働時間の短縮を促進する」が34.2%、「有給休暇の利用を促進する」が29.0%となっています。男性では「男女に関わらず、育児・介護休暇を取得しやすい環境の整備を図る」が39.9%と最も多く、続いて「時間外勤務を減らすなど、労働時間の短縮を促進する」が39.1%、「保育や介護のための施設・サービスを充実する」が34.8%、「有給休暇の利用を促進する」が30.0%となっています。

問13 あなたは、男性も女性も働きやすい社会にするためには、どんなことが必要だと思いますか。

あてはまるもの3つ以内で○をつけてください。

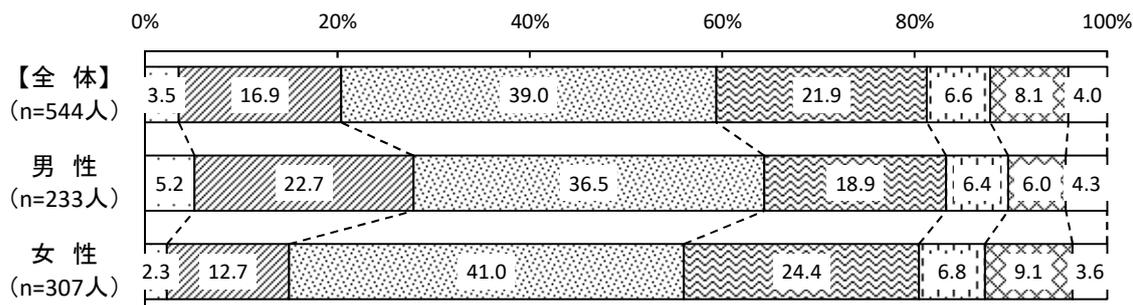


○「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況の理想と現実では、理想は「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したい」が、全体で39.0%、男性で36.5%、女性で41.0%と最も多くなりましたが、実際では、「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立している」は、全体で16.9%、男性で15.0%、女性で18.2%となっています。実際に最も多いのは「『家庭生活』又は『地域・個人生活』にも携わりつつ『仕事』を優先している」が全体で27.0%、男性で35.2%、女性で20.8%と最も多くなっています。

問14 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況について、理想はどうあるべきだと思いますか。また、実際はどうですか。

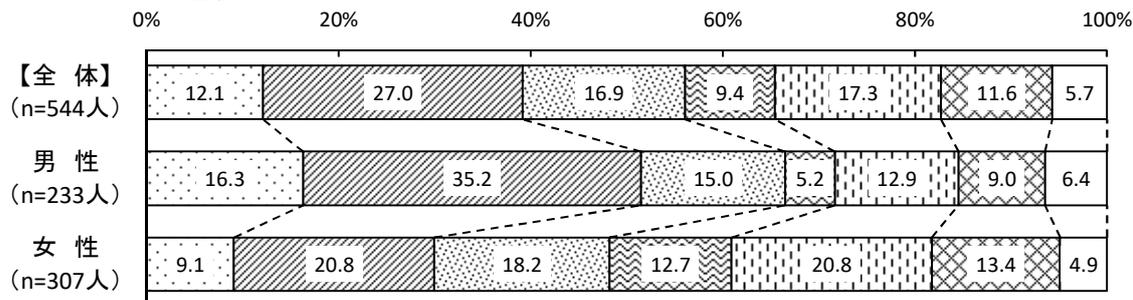
【① 理想】あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 「仕事」に専念したい
- 「家庭生活」または「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」または「地域・個人の生活」と「仕事」を両立したい
- 「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」または「地域・個人の生活」を優先したい
- 「家庭生活」または「地域・個人の生活」に専念したい
- わからない
- 無回答



【② 実際】あてはまるもの1つに○をつけてください。

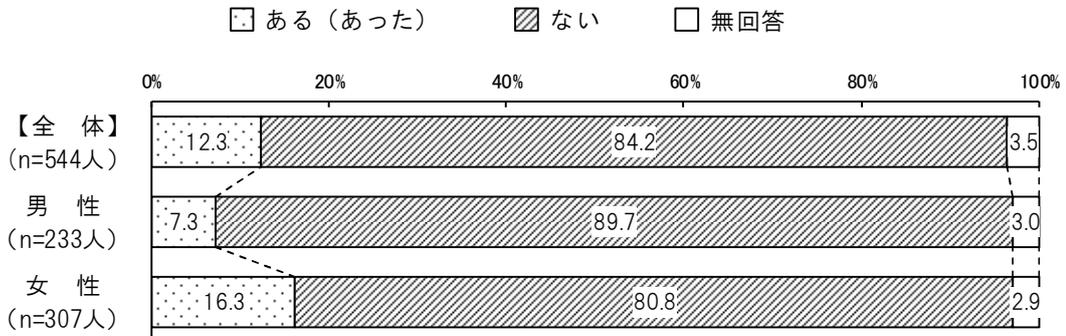
- 「仕事」に専念している
- 「家庭生活」または「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先している
- 「家庭生活」または「地域・個人の生活」と「仕事」を両立している
- 「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」または「地域・個人の生活」を優先している
- 「家庭生活」または「地域・個人の生活」に専念している
- わからない
- 無回答



基本目標3 誰もが安心して暮らすまちづくり

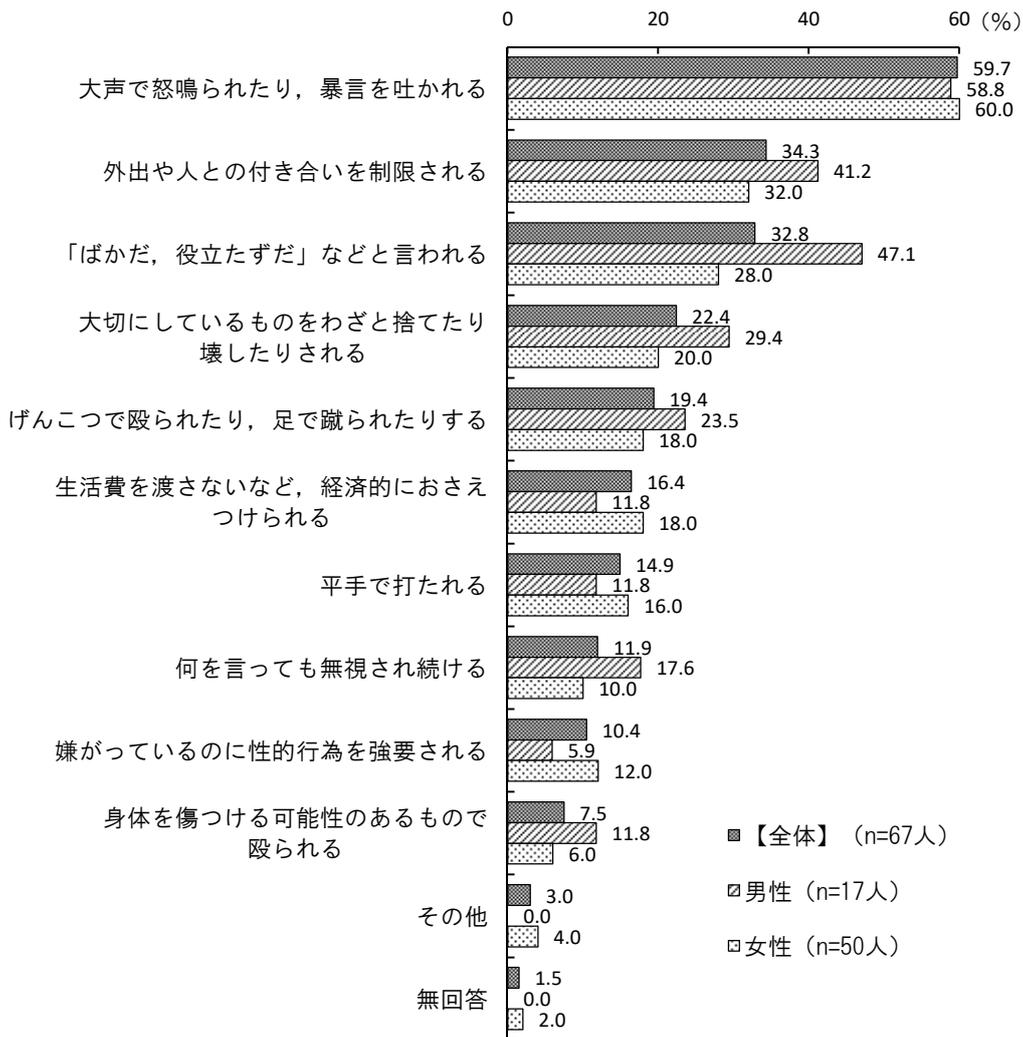
○DVを受けた経験は、「ある」が女性で16.3%，男性で7.3%となっています。DVの内容は、男女とも「大声で怒鳴られたり，暴言を吐かれる」が約6割で最も多くなっています。

問17 あなたはDVを受けた経験がありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



《問17で「1. ある(あった)」と回答した方に》

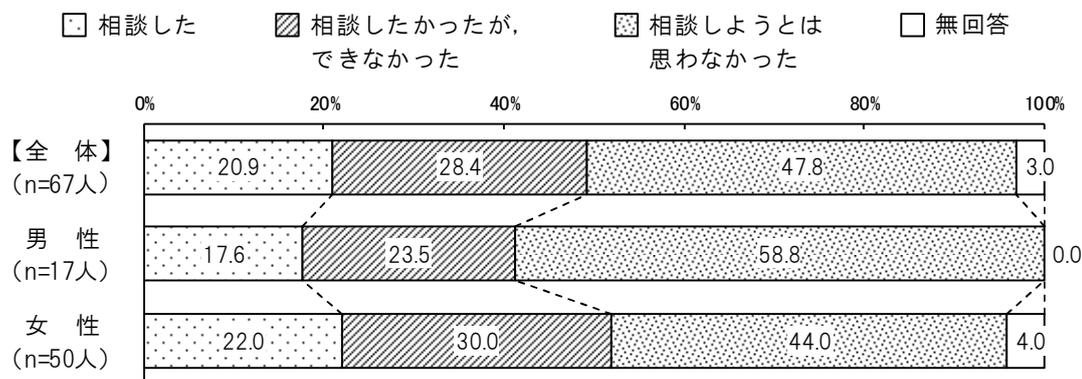
問18 あなたが経験したDVはどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



ODVを受けた経験のある人で、どこかに「相談した」人は全体で20.9%であり、「相談したかったが、できなかった」は28.4%となっています。その相談相手は、「親・きょうだいなどの家族」が最も多く、続いて「友人・知人」と「警察」となっています。

《問17で「1. ある（あった）」と回答した方に》

問19 DVの被害にあったとき、誰（どこ）かに相談しましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



《問19で「1. 相談した」と回答した方に》

問20 相談は誰（どこ）にしましたか。（電話相談も含みます。）あてはまるものすべてに○をつけてください。

相談した人		回答数（人）
相談した人		14
相談先 (複数回答)	親・きょうだいなどの親族	10
	友人・知人	4
	警察	4
	医療機関	1
	弁護士などの専門家	1
	人権擁護委員	0
	民生委員	0
	県や市などの行政の相談窓口	0
	NPOなど民間の相談機関	0
	その他	0
	無回答	0

3 男女共同参画に関する行政関係年表

年次	国	県	潮来市
平成 11 年 (1999)	「男女共同参画社会基本法」公布・施行		「潮来市男女共同参画都市宣言」制定
平成 12 年 (2000)	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成 13 年 (2001)	男女共同参画局設置(内閣府)第1回男女共同参画週間(以降毎年実施) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「茨城県男女共同参画推進条例」施行	「潮来市男女共同参画市民意識調査」実施 「いきいき女性議会」, 「男女共同参画公開講座」開催(平成19年まで継続開催)
平成 14 年 (2002)		「茨城県男女共同参画基本計画」策定	
平成 15 年 (2003)	「女性のチャレンジ支援策について」男女共同参画会議決定 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化対策基本法」施行		「潮来市男女共同参画基本条例」施行
平成 16 年 (2004)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正施行		「男女共同参画宣言都市奨励事業」併催「女・男のつどい」20周年記念事業「男女共同参画フォーラム in 融和のまちいたこ」開催
平成 17 年 (2005)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		「男女共同参画総合相談窓口」開設
平成 18 年 (2006)	「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		「E〜クオリティー★カフェ」開催 「男女共同参画シンポジウム」開催
平成 19 年 (2007)	「男女雇用機会均等法」改正施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「潮来市男女共同参画基本計画」策定 「男女共同参画シンポジウム」開催
平成 20 年 (2008)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正施行 「パートタイム労働法」改正施行 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		「E〜クオリティー★カフェ」開催 「男女共同参画シンポジウム」開催

年次	国	県	潮来市
平成 22 年 (2010)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「育児・介護休業法」改正施行 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定		
平成 23 年 (2011)		「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
平成 24 年 (2012)	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
平成 26 年 (2014)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正施行	「ウイメンズパワーアップ会議」設置 「ウイメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！チャレンジ！いばらぎウーマン！！～」	男女共同参画啓発事業「講演会」・「映画上映会」開催
平成 27 年 (2015)	「パートタイム労働法」改正施行 「女性活躍加速のための重点方針」策定(以降毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部施行(平成 28 年全面施行) 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定		
平成 28 年 (2016)		「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「潮来市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定 男女共同参画啓発事業「親 to 子 de 絆!!共同サンカク(ワークショップ)」開催
平成 29 年 (2017)	「育児・介護休業票」及び「男女雇用機会均等法」改正施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正施行 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		
平成 30 年 (2018)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」決定		男女共同参画啓発事業「キラリ輝く Family Festa」開催

年次	国	県	潮来市
令和元年 (2019)		「いばらきパートナーシップ 宣誓制度」施行 「茨城県男女の働き方と生 活に関する調査」及び「茨城 県女性活躍推進に関する 調査」	「潮来市男女共同参画アンケ ー調査」実施 男女共同参画啓発事業「ITAKO フェスタ 2019」開催
令和2年 (2020)	「パートタイム・有期雇用労働 法」改正施行 「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律」施行 「災害対応力を強化する女性の 視点～男女共同参画の視点か らの防災・復興ガイドライン～」 決定 「性犯罪・性暴力対策の強化の 方針」決定 「第5次男女共同参画基本計 画」閣議決定		
令和3年 (2021)		「茨城県男女共同参画 基本計画(第4次)」策定	「潮来市第2期男女共同参画 基本計画」策定

4 潮来市第2期男女共同参画基本計画策定経過

年度	月日	組織	回数	内容
令和元年度	10月29日	策定委員会	第1回	・潮来市男女共同参画審議会規則について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定のスケジュール(案)について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定に伴う市民意識調査アンケート(案)について
	11月5日	審議会	第1回	・潮来市男女共同参画審議会規則について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定のスケジュール(案)について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定に伴う市民意識調査アンケート(案)について
	12月16日	潮来市男女共同参画アンケート調査実施		・期間:令和元年12月16日～令和2年1月17日 ・調査対象:潮来市在住の満18歳以上の市民1,500人 ・有効回収数(率):544(36.3%)
	2月10日	策定委員会	第2回	・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定に伴う市民意識調査アンケート集計結果(速報)について ・潮来市第1期男女共同参画基本計画の実施状況報告について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定の進め方について
	3月3日	審議会	第2回	・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定に伴う市民意識調査アンケート集計結果(速報)について ・潮来市第1期男女共同参画基本計画の実施状況報告について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画策定の進め方について
令和2年度	7月22日	策定委員会	第1回	・潮来市男女共同参画基本計画策定業務スケジュールについて ・潮来市第2期男女共同参画基本計画骨子案について
	7月29日	審議会	第1回	・潮来市男女共同参画基本計画策定業務スケジュールについて ・潮来市第2期男女共同参画基本計画骨子案について
	10月1日	事業所アンケート調査実施		・期間:令和2年10月1日～10月15日 ・調査対象:潮来市内の従業員50人以上の事業所33社(建設業のみ小規模企業者*を含む)※小規模事業者は20人以下 ・有効回収数(率):27(81.8%)
	10月27日	策定委員会	第2回	・事業所アンケート調査報告書について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画素案について
	11月10日	審議会	第2回	・事業所アンケート調査報告書について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画素案について
	12月14日	パブリック・コメント		・期間:令和2年12月14日～令和3年1月13日 ・実施場所:潮来市役所,市立図書館,市内公民館等
	2月2日	策定委員会	第3回	・パブリック・コメントの報告について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画(案)について
	2月10日	審議会	第3回	・パブリック・コメントの報告について ・潮来市第2期男女共同参画基本計画(案)について
	2月10日	審議会		・建議書提出

5 建議書

令和3年2月10日

潮来市長 原 浩道 様

潮来市男女共同参画審議会
会 長 佐 藤 裕 紀 子

潮来市第2期男女共同参画基本計画の策定について

当審議会は、潮来市男女共同参画基本条例に基づき、第2期男女共同参画基本計画の策定に向けて審議を重ねてきました。

つきましては、潮来市男女共同参画基本条例に基づき、今後の推進にあたって特に注力していただきたい点について、ここに委員の総意として建議いたします

記

1. 多様性を認め合い、包摂する、持続可能な社会を目指した取組の推進

複合差別に留意しながら、立場や世代を超えて、誰もが包摂され、相互に多様性を認め合い、共に支え助け合う地域づくりを推進してください。

2. 意思決定過程への女性参画の推進

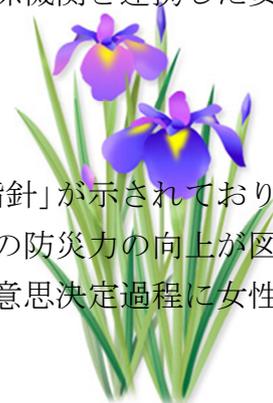
政策・方針決定の場への女性の参画は、未だ十分とはいえません。潮来市の審議会等における女性の割合は改善されつつありますが、依然として潮来市が目標としている30%を下回っています。引き続き、審議会、委員会への女性の登用や企業・団体の方針決定の場への女性の参画を推進するように努めてください。

3. あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の強化

本計画には「潮来市DV防止計画」が位置づけられました。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力を許さない意識づくりや関係機関と連携した安心して相談できる体制の充実に努めてください。

4. 男女共同参画の視点からの防災分野への取組の強化

内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示されております。防災に必要な施策に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の防災力の向上が図られるよう、防災活動の現場や避難所運営等の防災分野における意思決定過程に女性の視点が反映される取組を推進してください。



6 潮来市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市男女共同参画基本条例（平成15年条例第6号）第16条第3項に基づき、潮来市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項について、必要な審議、検討を行うものとする。

- (1) 潮来市男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 潮来市男女共同参画基本計画の進行管理等に関すること。
- (3) その他、男女共同参画基本計画等に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する15人以内をもって組織する。この場合において、男女それぞれの委員の数は、委員定数の2分の1を原則とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民
 - (3) 関係団体の代表者
- 2 前項第2号の者について、委員の一部は公募するものとする。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第9条 委員の任期満了後、最初の審議会の会議招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、男女共同参画事務主管課で処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

7 潮来市男女共同参画審議会委員名簿

NO	選出区分	役職	氏名	所属団体等
1	学識経験	会長	佐藤 裕紀子	茨城大学教育学部教授
2	市議会	副会長	兼平 直紀	潮来市議会議員
3	学識経験		光畑 由佳	有限会社モーハウス 代表取締役
4	学識経験		飯田 三矢子	潮来市教育委員
5	事業所		土屋 恵子	株式会社ピュアメイト 代表取締役
6	事業所		実川 教生	潮来市商工会事務局長
7	市民		本宮 洋子	茨城県男女共同参画 推進員
8	市民		大川 容子	潮来市男女共同参画 ネットワーク連絡会会長
9	市民		和田 直子	NPO法人わくわくネット 65 代表
10	市民		栃木 さゆり	公募
11	市民		勝田 和美	公募
12	市民		浅利 みどり	公募

* 敬称略 順不同



市長への建議書の提出

8 潮来市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

令和元年 10 月 29 日

(設置)

第1条 この訓令は、潮来市男女共同参画基本計画の策定について、男女共同参画社会の実現を目指して、必要な事項を調整及び協議するため、潮来市男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の企画及び立案に関する事項
- (2) 男女共同参画の計画に係る調査及び連絡調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は副市長，副委員長には教育長を充てるものとする。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 男女共同参画基本計画の策定にあたって、調査、研究、調整又は協議のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会等に関する庶務を処理するため、事務局を秘書政策課に置く。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行し、令和元年 10 月 29 日から適用する。
- 2 この訓令は、潮来市男女共同参画基本計画策定が終了した日限り、その効力を失う。

9 潮来市男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

NO	委員長・委員等	氏名	役職
1	委員長	庄司 敦子	副市長
2	副委員長	横田 直樹	教育長
3		額賀 浩	市長公室長兼総務部長
4		小沼 雅義	市民福祉部長
5		土子 正彦	環境経済部長
6		石津 利衛	建設部長
7		石井 俊哉	議会事務局長
8		加藤 益生	教育部長
9		草野 吉広	企画調整課長
10		実川 智史	総務課長
11		黒須 勝己	社会福祉課長
12		榊原 徹	観光商工課長
13		岡野 正弘	都市建設課長
14		茂木 衛	学校教育課長
15		吉田 美枝子	子育て支援課長

10 潮来市男女共同参画 基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 市が行う基本的施策(第8条～第15条)

第3章 男女共同参画審議会(第16条)

第4章 補則(第17条)

付則

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、国際社会の取組みと連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組が進められてきた。

しかしながら、今のなお、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択に影響を及ぼす慣行や制度などが存在している。

国の男女共同参画社会基本法は、急速な少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、高度情報化、国際化等の環境の変化から、男女のあり方や価値観が多様化するなか、それぞれの生き方を認め合う、真の男女平等の実現を目指している。

潮来市では、平成11年12月に「男女が共に共生し、人権を尊重し合い、豊かで多様性のある地域社会」の実現を目指し、「男女共同参画都市宣言」が議会で採択された。以来、さまざまな取組を行ってきたが、尚一層の取組が求められている。

潮来市が今後も持続可能で活力ある地域の発展と、次の時代に生きる子供たちのために、男女にとらわれずお互いの個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野に男女が共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会の形成が重要となっている。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民、事業者が一体となって取組むことを決意し、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する活動及び施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定められるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の平等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女共同参画に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女の格差が生じていると認められている部分について積極的に機会を提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において、相手の意に反した性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者又はこれらの関係にあった者に対する身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び虐待行為をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として尊厳が重んじられ、個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会制度又は慣行が性別による固定的役割分担などによって、社会における活動の自由な選択に対して、差別的影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動

及び社会生活における活動を両立して行うことができること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われること。

(6) 男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、性別を理由とする権利侵害及び差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示するすべての情報において、固定的な性別役割分担及び性的な暴力を助長し、又は連想させる表現を行ってはならない。

5 何人も、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別的扱いを行ってはならない。）

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画社会の形成促進を市の主要な方針として位置づけ、必要な体制を整備するとともに、男女共同参画を推進しうる施策（積極的格差是正措置を含む。）を計画的実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働により取組むものとする。

3 市は、セクシャル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な性別的扱いの解消を図るため、必要な情報、啓発等に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は男女共同参画社会に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

2 市民は、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行に配慮し、男女の人権をお互いに尊重するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、男女が仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

第2章 市が行う基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画を推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について、定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定又は変更にあたっては、第16条に規定する潮来市男女共同参画審議会(以下この項目及び次条第2項において「審議会」という。)の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、すみやかに公表しなければならない。

(実施状況の年次報告)

第9条 市長は、毎年、市の男女共同参画を推進しうる施策(積極的格差是正措置を含む。)の実施状況等について公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する施策の実施状況を審議会に報告するものとする。

3 市長は、毎年、第1項に規定する施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第10条 市及び関連する団体は、男女共同参画の推進のため、市及び関連する団体の人事管理及び組織運営において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(市の附属機関等における積極的格差是正措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進のため、市の附属機関等の委員の任命又は委嘱にあたり、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(学習、広報啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう広報、講座その他の啓発学習促進等を積極的に努めるものとする。

2 市は、市民の意識向上を図るため、男女共同参画推進週間を設けるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画を推進するために、男女共同参画に関する情報を収集、調査研究、公表等を行うものとする。この場合において、個人情報に関しては、最大限の配慮をしなければならない。

(苦情処理)

第14条 市民は、男女共同参画社会の形成促進を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

(推進体制)

第15条 市は、第8条から前条までに定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、潮来市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画に関する施策の実施状況や、市民及び事業者の意見苦情等の情報収集又は啓発活動等の現状の把握に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、市長に建議することができる。

3 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

11 男女共同参画社会 基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条-第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条-第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八條 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【DV防止法】

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （第三条－第五条）

第三章 被害者の保護（第六条－第九条の二）

第四章 保護命令（第十条－第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条－第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体

に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族、次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受け

たい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信若しくは電子メールを送信

すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立て

により、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所。）において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意、（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意。）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申

立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消し

たときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知

をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項

の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十九年法律第百十三号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成二十五年法律第七十二号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 [平成二十六年法律第二十八号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 [令和元年法律第四十六号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【女性活躍推進法】

(平成二十七年法律第六十四号)
最終更新: 令和元年六月五日公布(令和元年法律第二十四号)改正

目次

- 第一章 総則(第一条-第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条-第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条-第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条-第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条-第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定

を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に

同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三

百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標

を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その

他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務

に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五

十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項

の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

潮来市第2期男女共同参画基本計画

令和3年3月

発行・編集：潮来市 市長公室 企画調整課

〒311-2493 茨城県潮来市辻 626

TEL 0299-63-1111（代表）

FAX 0299-80-1100

URL <https://www.city.itako.lg.jp>